



この事業は競輪の補助金を受けています。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

「2025年版 各国・地域の 貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

2025年11月14日
事務局: **JMC** 日本機械輸出組合

目次

1. 問題点と要望 調査方法
2. 調査結果全体の概要 問題区分別 / 国・地域別
3. 北東アジア (中国、韓国、台湾)
4. アジア大洋州 (インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ミャンマー、シンガポール)
5. 南西アジア (インド)
6. 北米・中南米 (米国、カナダ、ブラジル、メキシコ)
7. 欧州 (EU)
8. 中東・アフリカ (サウジアラビア、トルコ、南アフリカ、エジプト)
9. 参考 (ロシア、ASEAN)

1. 問題点と要望 調査方法

1. 調査方法

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 加盟団体(約130団体)に対し、事務局(日本機械輸出組合)より回答とりまとめを依頼。さらに各団体よりそれぞれの加盟企業・団体へ回答を依頼。

2. 調査 17区分

1	外資への諸規制・障壁(参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等)	2	輸出入規制・関税・通関規制・物流	3	経済安全保障に起因する問題
4	為替管理・金融	5	税制	6	雇用
7	駐在員・出向者等に関する問題	8	知的財産制度運用	9	工業規格・基準・安全認証
10	環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制	11	非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等	12	政府調達
13	デジタル・データ関連の問題	14	人権デューデリジェンスに関する問題	15	新型感染症に起因する問題
16	地域紛争に起因する問題	99	その他		

3. アンケート時期

依頼 2024年11月 ／ 回収 2025年2月末

4. 調査結果の発表

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」ホームページにて正式公開済
(<https://www.jmcti.org/monday/top.html>)

1. 問題点と要望 調査方法

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 メンバーリスト

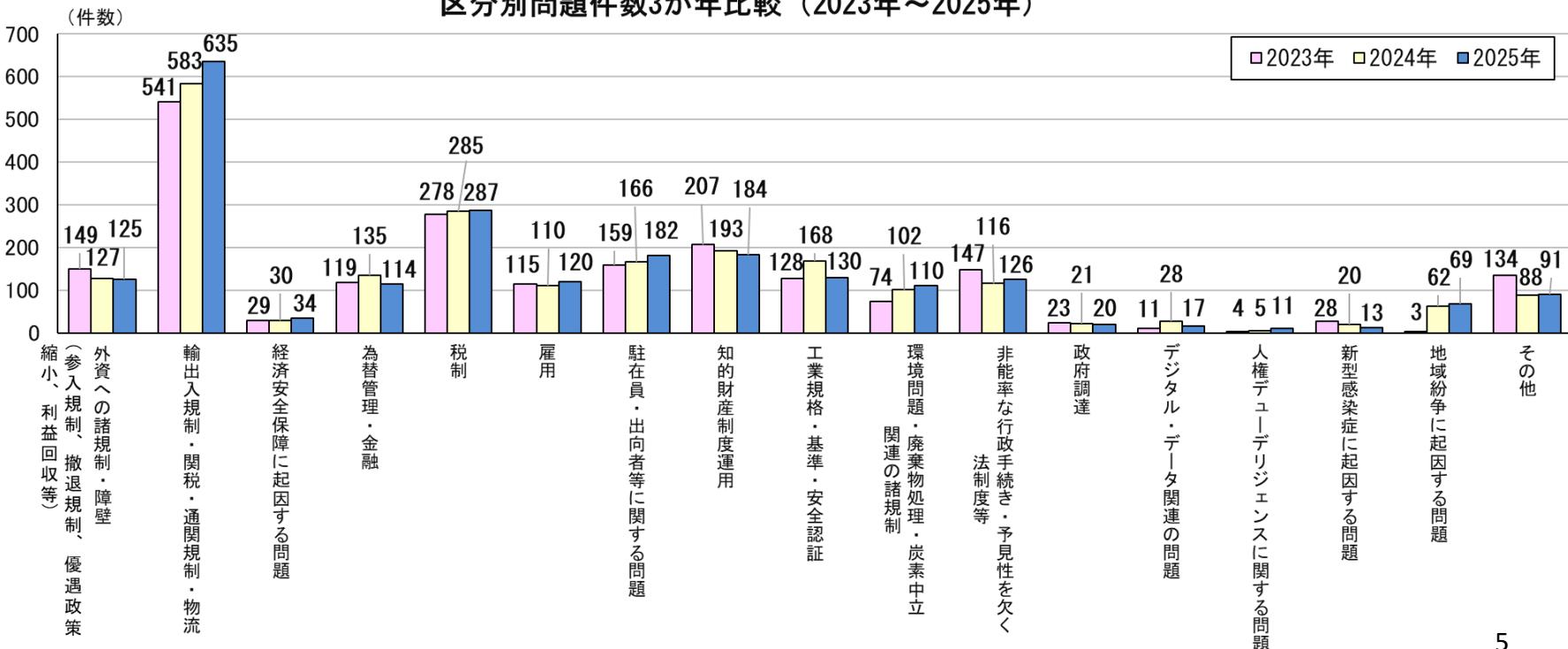
一般社団法人 板硝子協会	一般財団法人 エンジニアリング協会	一般財団法人 家電製品協会	一般社団法人 カメラ映像機器工業会
硝子織維協会	キッチン・バス工業会	一般社団法人 強化プラスチック協会	一般社団法人 軽金属製品協会
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会	一般財団法人 製造科学技術センター	石油化学工業協会	一般社団法人 セメント協会
一般社団法人 全国楽器協会	全国商工会連合会	一般社団法人 全国中小貿易業連盟	一般社団法人 全国鐵構工業協会
全国魔法瓶工業組合	一般財団法人 先端加工機械技術振興協会	全日本履物団体協議会	全日本プラスチック製品工業連合会
一般社団法人 全日本文具協会	一般財団法人 素形材センター	耐火物協会	ダイヤモンド工業協会
炭素協会	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	電気硝子工業会	一般社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 特殊鋼倶楽部	一般社団法人 日本アパレル・ファッショング産業協会	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	一般社団法人 日本アルミニウム協会
一般社団法人 日本医療機器産業連合会	一般社団法人 日本印刷産業機械工業会	一般社団法人 日本オプトメカトロニクス協会	一般社団法人 日本化学工業協会
日本化学織維協会	一般社団法人 日本化学品輸出入協会	一般社団法人 日本家具産業振興会	一般社団法人 日本ガス石油機器工業会
一般社団法人 日本かばん協会	日本紙類輸出組合	日本紙類輸入組合	一般社団法人 日本硝子製品工業会
一般社団法人 日本玩具協会	一般社団法人 日本機械工具工業会	一般社団法人 日本機械設計工業会	日本機械鋸・刃物工業会
日本機械輸出組合	日本縫人織織物工業組合連合会	一般社団法人 日本計量機器工業連合会	日本毛織物等工業組合連合会
日本化粧品工業会	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	一般社団法人 日本建設機械工業会	日本鉱業協会
一般社団法人 日本工作機械工業会	一般社団法人 日本工作機器工業会	日本ゴム履物協会	一般社団法人 日本ゴルフ用品協会
一般社団法人 日本産業機械工業会	一般社団法人 日本産業車両協会	一般社団法人 日本自動車工業会	一般社団法人 日本自動車部品工業会
一般社団法人 日本自動販売システム機械工業会	一般社団法人 日本ジュエリー協会	日本商工会議所	一般社団法人 日本食品機械工業会
一般社団法人 日本真空工業会	日本真珠輸出組合	一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会	日本製紙連合会
日本製薬工業協会	一般社団法人 日本織維機械協会	日本織維輸出組合	日本織維輸入組合
日本ソーダ工業会	日本タオル工業組合連合会	一般社団法人 日本タンナーズ協会	日本暖房機器工業会
一般社団法人 日本鋳造協会	一般社団法人 日本釣用品工業会	一般社団法人 日本鉄鋼連盟	一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 日本電線工業会	一般財団法人 日本陶業連盟	一般社団法人 日本時計協会	一般社団法人 日本時計輸入協会
一般社団法人 日本ねじ工業協会	一般社団法人 日本農業機械工業会	一般社団法人 日本歯車工業会	一般社団法人 日本バッグ協会
一般社団法人 日本半導体製造装置協会	一般社団法人 日本百貨店協会	日本肥料アンモニア協会	日本プラスチック日用品工業組合
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	一般社団法人 日本フルードパワー工業会	公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会	一般社団法人 日本分析機器工業会
一般社団法人 日本粉体工業技術協会	一般社団法人 日本ペアリング工業会	一般社団法人 日本貿易会	独立行政法人 日本貿易振興機構
一般社団法人 日本望遠鏡工業会	一般社団法人 日本縫製機械工業会	日本紡績協会	一般社団法人 日本包装機械工業会
一般社団法人 日本珪卵工業会	一般社団法人 日本ホビー協会	一般社団法人 日本メンテナンス工業会	日本毛髪工業協同組合
一般社団法人 日本木工機械工業会	日本洋傘振興協議会	日本羊毛産業協会	一般社団法人 日本冷凍空調工業会
一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会	一般社団法人 日本レコード協会	一般社団法人 日本ロボット工業会	一般財団法人 バイオインダストリー協会
一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会	福井県眼鏡工業組合	北陸環日本海経済交流促進協議会
一般財団法人 マイクロマシンセンター	公益財団法人 マザック財団	一般社団法人 輸入住宅産業協会	

2. 調査結果全体の概要 ① ~問題区分別~

◆ポイント

- ・問題指摘総数は2,268件で、2024年版(2,239件)より29件増加した。
- ・全体としては「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最も多く、「税制」「知的財産制度運用」「駐在員・出向者等に関する問題」がトップ4を占める。
- ・対前年で増加している分野は「輸出入規制・関税・通関規制・物流」「駐在員・出向者等に関する問題」「非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等」「雇用」で、減少している分野は「工業規格・基準・安全認証」「為替管理・金融」「知的財産制度運用」である。

区別問題件数3か年比較（2023年～2025年）

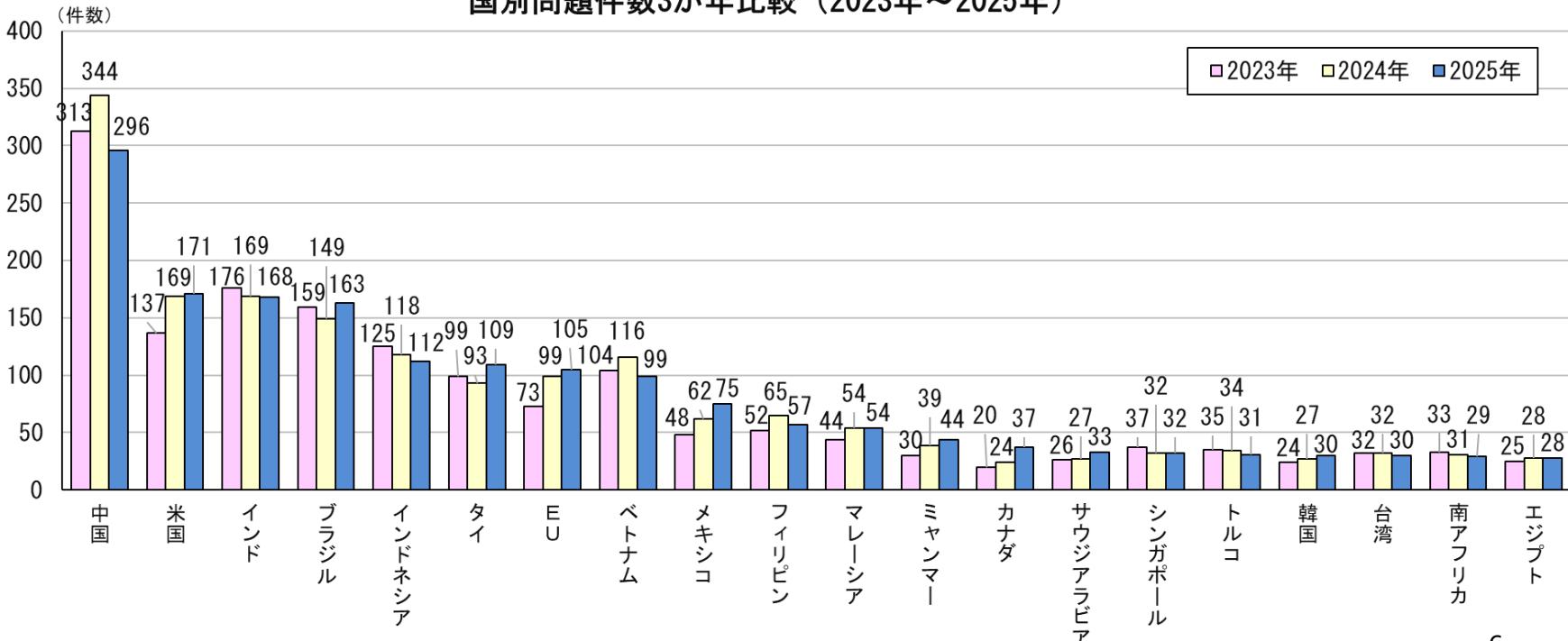


2. 調査結果全体の概要 ② ~国・地域別~

◆ポイント

- ・例年同様、中国のトップ1に変わりはないが、従来のインドに代わり2025年度は米国が2番となつた(インドは僅差で3番目)。
- ・年々件数を増やしていたカナダが「駐在員・出向者等に関する問題」指摘が増え、13番目としてトップ20圏内に入った。一方、年々件数を減らしていたロシアは「輸出入規制・関税・通関規制・物流」「工業規格・基準・安全認証」を中心に指摘数が減り、23番目となり、トップ20圏外となつた。

国別問題件数3か年比較（2023年～2025年）

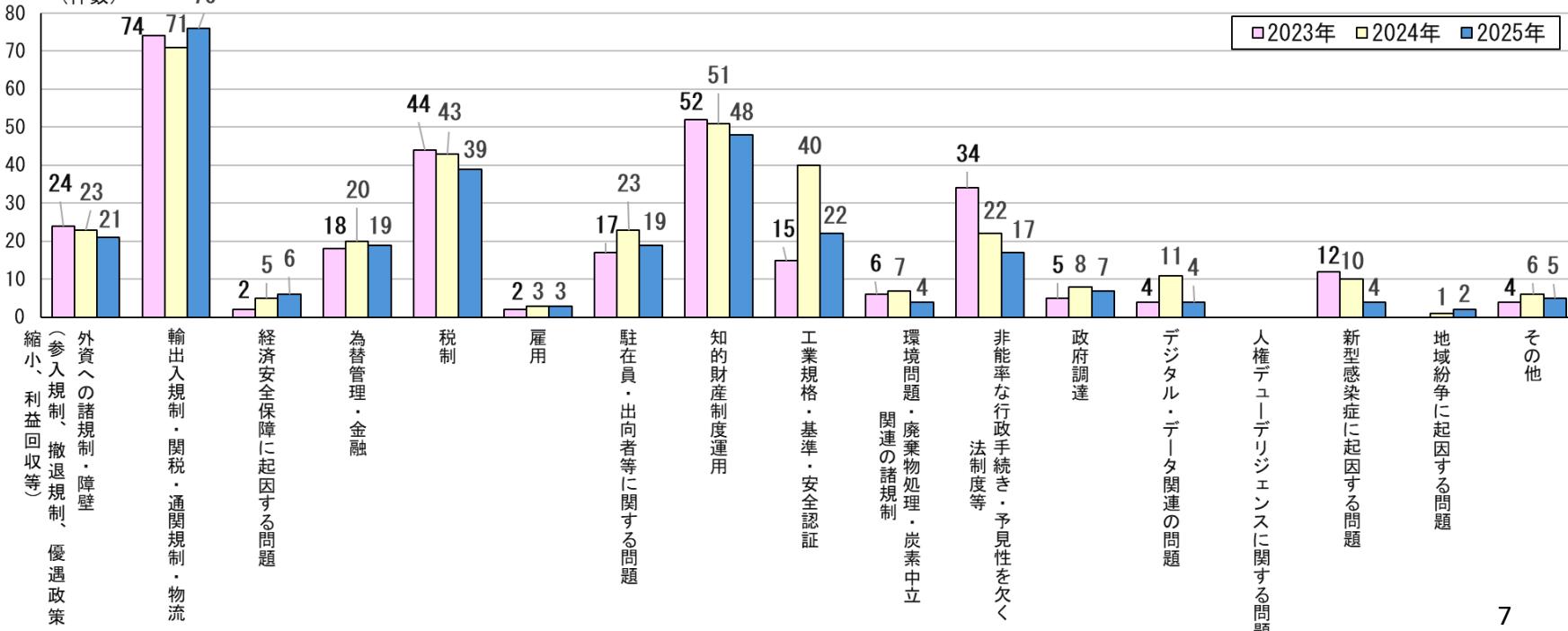


3. 北東アジア 中国 ①

◆ポイント

- 問題指摘数は296件で、本年も世界最多である。前年(344件)より約1割強の減少。
- 分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、米国政権の高関税政策、関税評価・分類の恣意性、希少金属輸出規制への問題指摘がある。
- 2番目の「知的財産制度運用」では、模倣品の問題、実用新案権の審査不備に関する指摘がある。3番目の「税制」では、増增值税の未還付・遅延、BEPSへの対応、移転価格調査の恣意性に関する指摘がある。4番目は「工業規格・基準・安全認証」、5番目には「外資への諸規制・障壁」分野が入っている。

中国の区別別問題件数3か年比較 (2023年~2025年)



3. 北東アジア 中国 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・米国が発動した通商法301条への報復措置として、中国側でも米国からの輸入品に対して追加関税が賦課され、中国現地法人の収益への影響が継続している。サプライチェーン 見直し等も容易でなく、事業競争力の低下を懸念している。
- ・トランプ大統領の2度目の就任で、米中貿易衝突が激化する可能性が高く、更に相互に高額関税を課し、輸出入のコストが大幅に増加し、正常な輸出入業務に影響を与える可能性がある。
- ・税関担当官によりHSコードの解釈が異なる。
- ・2024年9月以降アンチモン関連製品、2025年2月以降タングステン、ビスマス、モリブデン、インジウム、テルル関連製品の輸出規制が発動した。一部中国依存度の高いものがあり、事前に積み上げた在庫を消化し、他国への切り替えを推進しているが、中国品並みの品位の代替品探索に課題がある。
- ・中国に本社がある会社の日本拠点より貿易データの売り込みがあり、売り込みされる側の会社の貿易データ(輸出入業者、輸出入国、HSコード等)は、世界中に輸出した情報全てが網羅されている。実際に他社が情報を入手しており、クレームがあるなど、ビジネスに大きな支障をきたしている。

②知的財産制度運用

- ・模倣品の取締りについて、権利者に対して侵害事実・侵害者の処罰・侵害品の処分についての情報開示が不十分であり、一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害を繰り返すとの指摘がある。
- ・実用新案登録出願は、実態審査を経ずに登録されてしまうため、日本での他人の出願や、20年以上前の技術が近年中国において実用新案権として登録される案件が散見される。中国国家知的財産権局は、こうした公知技術に関する出願を防止するため、保護対象か否か、新規性及び記載要件について審査していると言っているが、審査結果について開示はなされておらず、真偽は不明である。

3. 北東アジア 中国 ③

③税制

- ・増税について、部材や製品の輸出入に伴い、HSコードに基づき関税率が決まっているが、増税が全額還付されないケースがある。運用面では都度の輸出入に際して所定の手続きを取っているが、煩雑である。
- ・BEPSへの対応により、移転価格税制への対応が大きく変化している。マスターファイルや国別報告等、設備資料の増加や移転価格文書の更なる情報開示等、企業負担の増加が顕著になっている。
- ・独自解釈に基づく移転価格税制の徴税がある。また、地域によりその指摘内容や基準に相違がある。

④工業規格・基準・安全認証

- ・規格の認証試験段階と製品流通後の抜き取り検査段階で、異なる基準が適用されている場合がある。具体的には、国際規格「IEC62368-1」に基づく中国の製品安全規格「GB4943.1-2022」の防火性能要求では、規定の難燃グレード素材の使用か、現物での燃焼試験のクリアか、どちらかの条件に適合すればよいこととなっているが、市場での抜き取り検査においては前者を持たしても、後者を満たしていないためNGと判定された事例がある。

⑤外資への諸規制・障壁

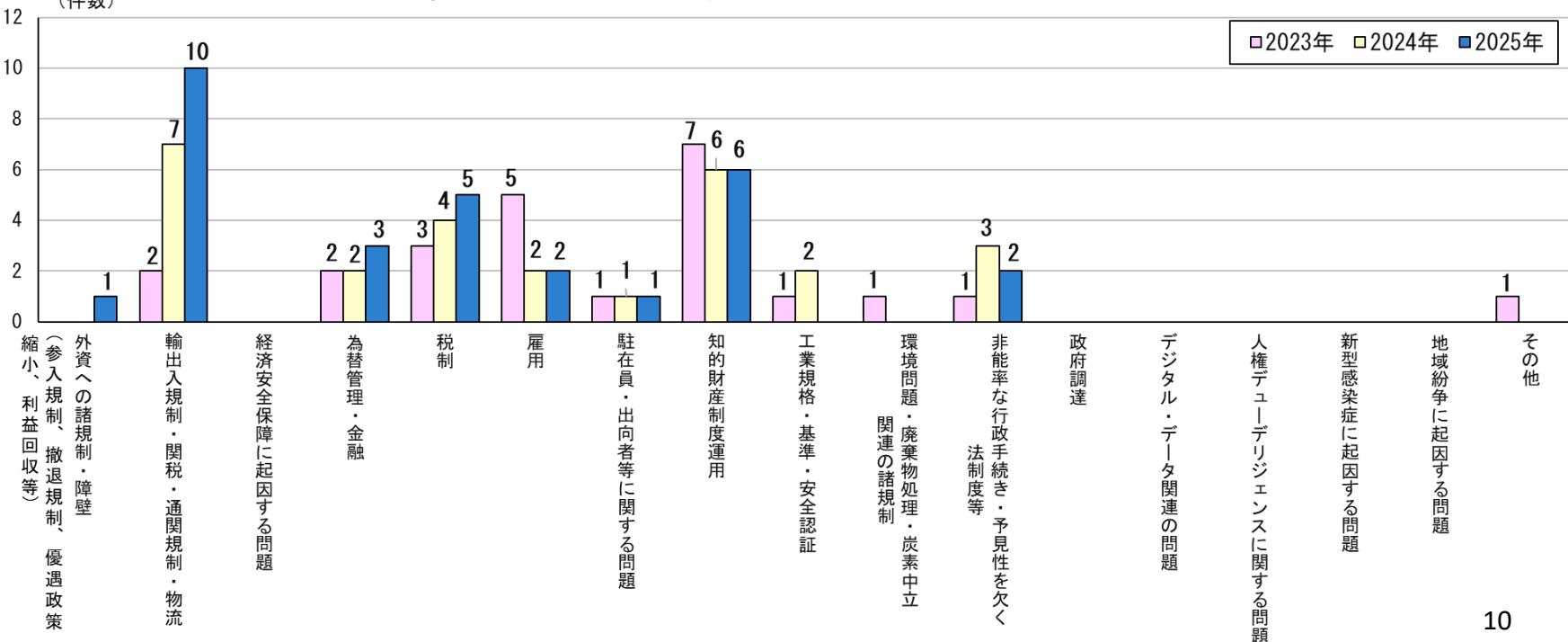
- ・医療機器の入札において、国産製造品限定とされ、輸入品が排除されたり、機能の特殊性が認められた場合のみ選定のテーブルに乗れる状況にある。また、国産メーカーへの登録期間等は優遇されているとの指摘がある。

3. 北東アジア 韓国 ①

◆ポイント

- 問題指摘数は30件と、前年(27件)より約1割増加。
- 分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、RCEPにおける日韓間の関税格差や、FTAによる関税劣後に関する指摘がある。
- 2番目の「知的財産制度運用」では通常実施権の対抗要件、間接侵害規定の曖昧さに関する指摘が引き続き出ている。
- 3番目に多い「税制」では、移転価格税制に関するものや、輸入時の重い税負担についての指摘がある。

韓国の区別別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



3. 北東アジア 韓国 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・RCEPの下での日本から韓国への輸出の際、ガスタービンや蒸気タービンは韓国の輸入関税が適用される一方、韓国から日本への輸出は免税となる。また、軸受でも日本製は譲許対象外となっており、こうした片務的、不公平な状況への問題指摘がある。さらに韓国とFTAを結んでいるEU、米国などと比較して、日本は関税で劣後しているとの指摘も出ている。

②知的財産制度運用

- ・登録をしないと第三者に対抗することができない通常実施権について、オープンイノベーションでは通常実施権の許諾が頻繁に行われる現実を考えると、それを常に登録し、管理することは企業にとり大きな負担となる。
- ・間接侵害について特許法で規定されてはいるものの、対象が専用部品（その生産にのみ使用するもの、その方法の実施にのみ使用するもの）に限定されているため、この解釈が厳格に行われると、間接侵害規定による救済は難しいと考えられる。

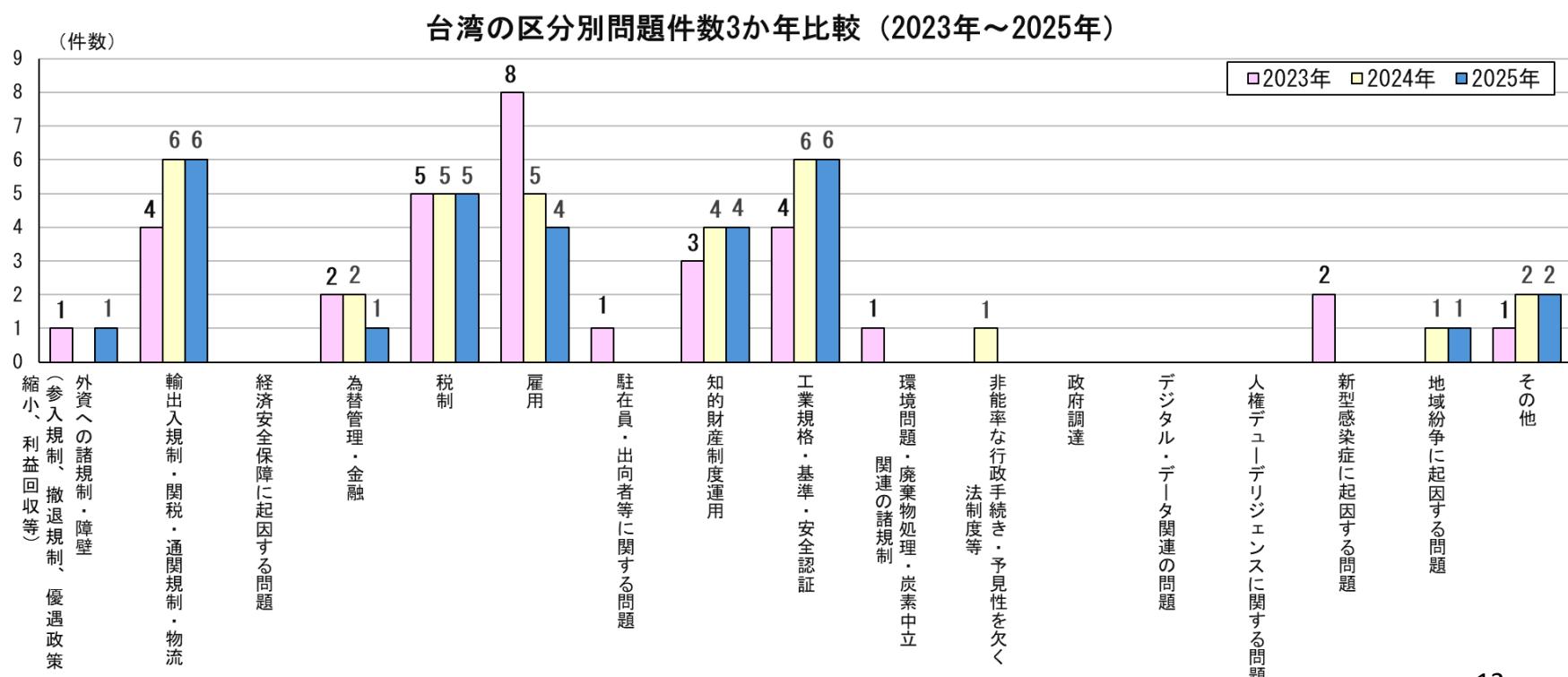
③税制

- ・移転価格の事前確認制度(APA)について、申請自体が当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例が見られる。また、法人税設定の際の移転価格評価が、他国との比較において相対的に高いとの指摘がある。
- ・CIF価格と関税の合計がKRW2,000,000を超える製品については、KRW2,000,000超過分に対して26%、20%の特別消費税が輸入時に追加で課され、更に特別消費税額の30%が教育税として課税され、重い税負担となっている。

3. 北東アジア 台湾 ①

◆ポイント

- 問題指摘数は30件で、前年(32件)とほぼ同数。
- 分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」と「工業規格・基準・安全認証」が最多で並ぶ。前者には、鉄鋼製品への原産地証明書提出要求や輸入申告の義務付けに関する継続指摘がある。後者には、医療機器製造許可審査の簡素化が実質的に簡素化にならないことへの指摘がある。
- 2番目に多い「税制」では、日台租税協定に基づく適用手続きが煩雑との指摘がある。



3. 北東アジア 台湾 ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・鉄鋼製品に対する原産地証明書提出や、一部の鉄鋼製品に関する輸入申告義務付けの問題が継続している。
- ・製品の輸出入コスト(海上輸送費・航空輸送費・燃油サーチャージ)が増加しており、販売価格を値上げせざるを得ないと指摘が出ている。

②工業規格・基準・安全認証

- ・医療機器の製造許可審査を簡素化する手続きが法律により規定されているが、現実には日本の複雑な規制を説明することが必要となるため、非常に手間がかかり、簡素化にならない。
- ・農業機械の自動直進機能など日本国内では明確になっている電波認証規制が、台湾では管轄部局がわからず、試験を行うにもできない状態にあるとの指摘が出ている。

③税制

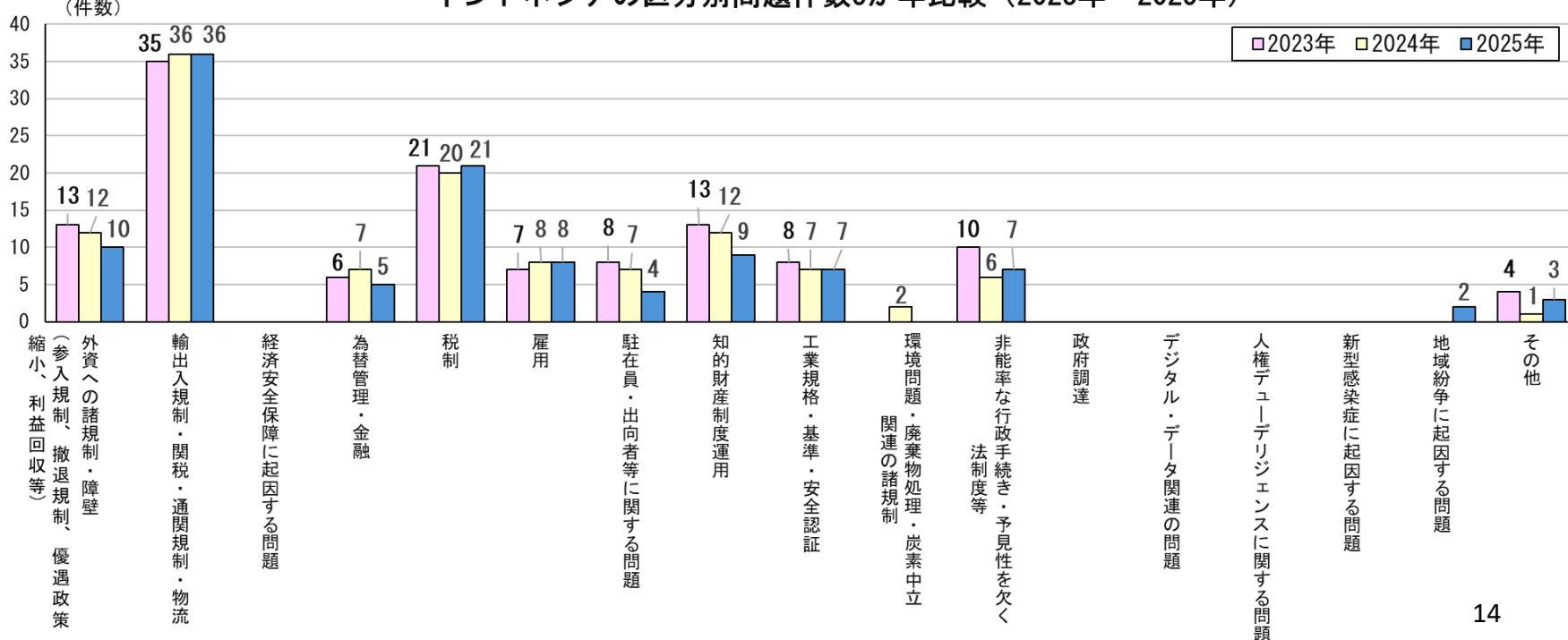
- ・日台租税協定に関し、PEのない事業所得について他国との間とは異なる、免税適用のための申請手続きが必要となることから実務対応が困難であることや、日本へ支払うシステム利用料等に係る源泉税は台湾側で還付申請ができるはずであるが、膨大な資料提示が要求されるため利用しにくいといった指摘が出ている。

4. アジア大洋州 インドネシア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は112件と、前年(118件)より微減。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、EPAの遡及申請、HS分類を始めとする通関手続の恣意性、輸入ライセンス制度の指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、不合理な税務調査・否認、前払い法人税の負担といった指摘がある。
- ・3番目の「外資への諸規制・障壁」では、過度な国産化要請の問題がある。
- ・4番目の「知的財産制度運用」では、厳格な特許権の国内実施義務の問題がある。
- ・5番目の「雇用」では、上昇率の高い最低賃金についての指摘がある。

インドネシアの区別問題件数3か年比較（2023年～2025年）



4. アジア大洋州 インドネシア ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・日インドネシア経済連携協定(JIEPA)の申請は通関時提出が必須となっているが、日本側での書類準備に時間がかかるため、航空便の際は事実上申請が不可となっている。他のEPA同様、遡及申請を認めて欲しいとの要望がある。
- ・輸入申告時のHSコードに関し、恣意的に関税率の高いHSコードが適用されるケースがある。また、同一製品で他国が使用しているHSコードを申請するも、別のHSコードを使用するように指示が出る。
- ・法律上認められている免税措置について、税務当局による書面の確認書も提示して通関手続きを行ってきたにもかかわらず、通関当局の査察により同確認書は無効として、過去の輸入について追加納付の指示が出たことがある。
- ・国産品優遇政策の強まりに伴い、輸入許可等の規制が強化されており、品質等の問題から国産品では代替が効かない商品が多い現状の製造業においては、工場の操業に関わる問題にまで発展する。

②税制

- ・税務監査において不合理な内容で高額の追徴を受け、先払いしないと異議申し立て～税務裁判で大きなペナルティリスクを負わされる上、数年後に裁判で勝訴して還付を受けても経過年月に対する利息は払われない(但し、直近では経過年月分の利息は還付されているとの情報もあり)。
- ・インドネシアでは物品を輸入する際、輸入価格の10%を前払い所得税(法人税)として納付する。業績悪化等により前納した所得税が過払いとなつた場合は、還付請求が可能であるが、一般的な還付は申請から1年以上後となるため、キャッシュフローに大きな影響がある。¹⁵

4. アジア大洋州 インドネシア ③

③外資への諸規制・障壁

- ・国内製造業者が限定的であるにもかかわらず、過度・非現実的な現地調達化が数字設定され、未達の際にはペナルティ規定がある。本来、法令上輸入税免除を受けられるアイテムが、現地調達品要求により免除を受けられない事態も発生している。入札規定において、遵守が義務付けられているローカルコンテンツのため、結果として割高な設備仕様となり、競争力の発揮が困難となっている。

④知的財産制度運用

- ・特許権者は、インドネシア国内において、その特許を実施する義務があり、特許付与から36ヶ月以内にこの義務を果たさない場合、強制実施権の設定または裁判所決定に基づく特許取消の対象になり得ることになっているが、この実施義務を廃止して欲しいとの要望が出ている。

⑤雇用

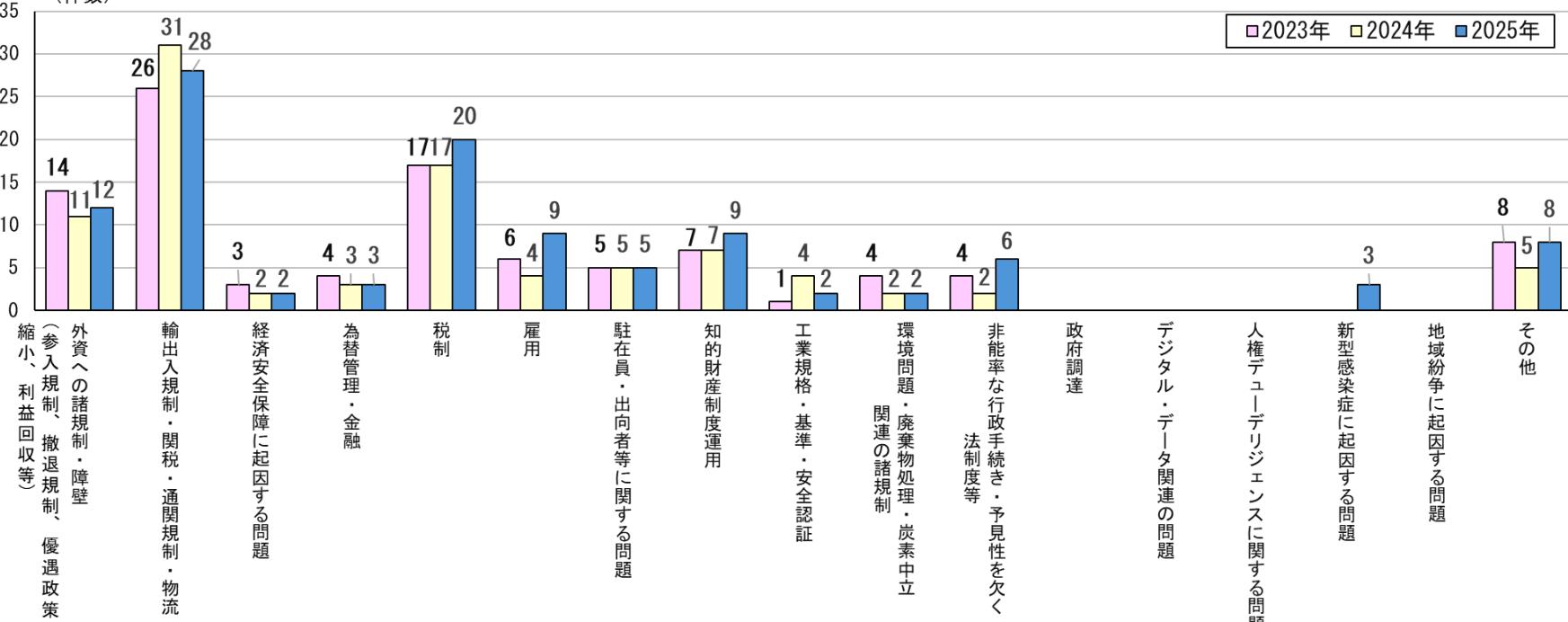
- ・最低賃金の急激な上昇により、労務費の負担が大きくなり、収益の悪化要因となっている。
- ・現地に進出する企業は、外国人労働者1人につき、インドネシア人3人の雇用が義務付けられている。また外国人従業員は複数のポジションを兼務できない反面、現地従業員にはこうした制限は特に存在しない。

4. アジア大洋州 タイ ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は109件で、前年(93件)より2割弱の増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、輸入評価対象の変更・HSコード解釈の不統一、報奨金分配制度への問題指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、BOI恩典と税法上のメリットが必ずしも一致しないとの指摘や、グローバルミニマム課税導入の際のBOI税制メリットとの関係に関する指摘がある。
- ・3番目の「外資への諸規制・障壁」では、サービス業への外資参入規制の指摘がある。

タイの区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



4. アジア大洋州 タイ ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・為替レートの変動により、タイ販売会社が保稅倉庫に積んだ製品について、保稅倉庫搬入時(輸入時)価格が搬出時(販売時)よりも高くなる場合(逆ザヤ状態)がある。この場合に、タイ税関は輸入時価格にVATを課す方針を取り、当該処理の法的根拠を求めたところ拒否され、通関を止められた。
- ・HSコードの解釈が不統一であり、担当者により解釈が異なる上、責任ある職員が使用する全桁数に関する公開情報がない。
- ・関税法違反と判断された場合、その罰金額の25%が税関担当者に奨励金として与えられる。そのため、申告HSコードに対する関税率より高い関税率のHSコードであるとし、多額の追徴課税の指摘通知書が発行され、対応の時間とコストが非常にかかる。

②税制

- ・BOIの恩典と税法上のメリットが必ずしも符合しない場合がある。例えば、税法上の光熱費・国内運送費の2倍控除を利用すると、BOI事業利益からの配当源泉税免除の免除枠が小さくなる場合がある。
- ・国際的なグローバルミニマム課税の導入により、法人税50%減税後の税率、例えば10%、と国際最低税率15%の差額が課税されることになり、会社設立時にタイを選択した前提となるBOI恩典が十分に受けられなくなる。

③外資への諸規制・障壁

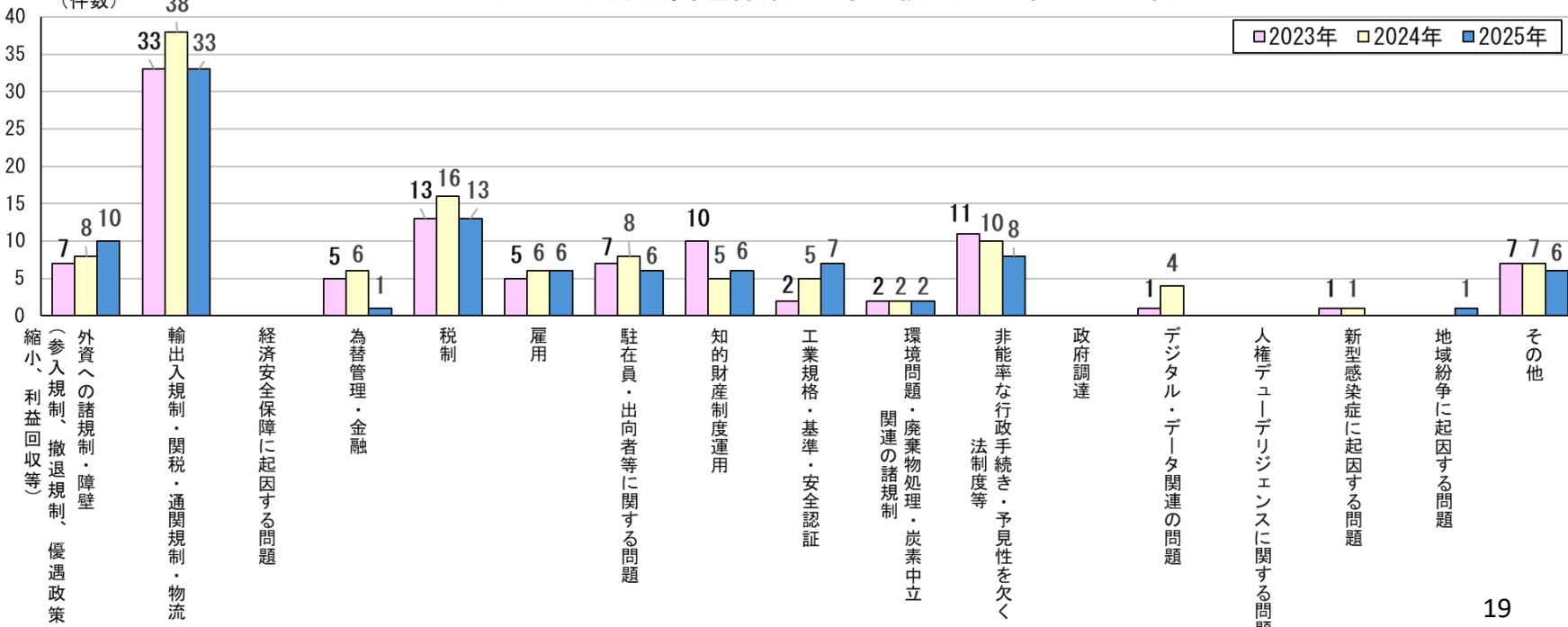
- ・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入規制が残存している。

4. アジア大洋州 ベトナム ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は99件で、前年(116件)より1割以上減少。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が突出して多く、鉄鋼製品へのセーフガード措置や石炭製品への高輸出関税、EPAの原産地証明書、通関手続きに関する問題指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、VAT還付手続きの煩雑・遅延、外国契約者税の問題についての指摘がある。3番目の「外資への諸規制・障壁」では、運輸サービス・医薬品流通販売・建設工事の分野における外資参入規制の問題指摘がある。

ベトナムの区別別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



4. アジア大洋州 ベトナム ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・鉄鋼製品に対するセーフガード措置の延長や、石炭及び関連製品への輸出税の賦課、輸出加工企業(EPE企業)がベトナム国内で調達した鉄スクラップを輸出する際の輸出税の賦課等に関する問題指摘がある。
- ・自己証明制度を原則とするCPTPPでは、自国について発効する時点で他の締約国に通報していれば、第三者証明・認定輸出者自己証明が利用可能となっている。ベトナムは第三者証明の適用を受けているが、出荷ごとの事務負担と時間を考えると、製造者自己証明を認めて欲しい。
- ・通関申告前に、ベトナム電気通信局に対し、出荷ごとに、全書類、紙ベースでの申請が必要となり、また通関後には、ベトナムの品質管理規制に準拠していることを証明する書類の提出が必要で、通関プロセスの過程で広範な文書提出が必要で、煩雑な手続きとなる。

②税制

- ・VAT還付時に税務調査が行われるが、調査官との意見の食い違い等揉めるケースが多く、申請から還付まで長期間を要し、実務工数や煩雑な手続きを要する。
- ・外国企業の負担によりベトナム国内輸送を行う場合、外国契約者税(FCT)として販売金額の全体に対して1%が課税されるが、これは外国企業のベトナム国内での活動を制限するものである。

③外資への諸規制・障壁

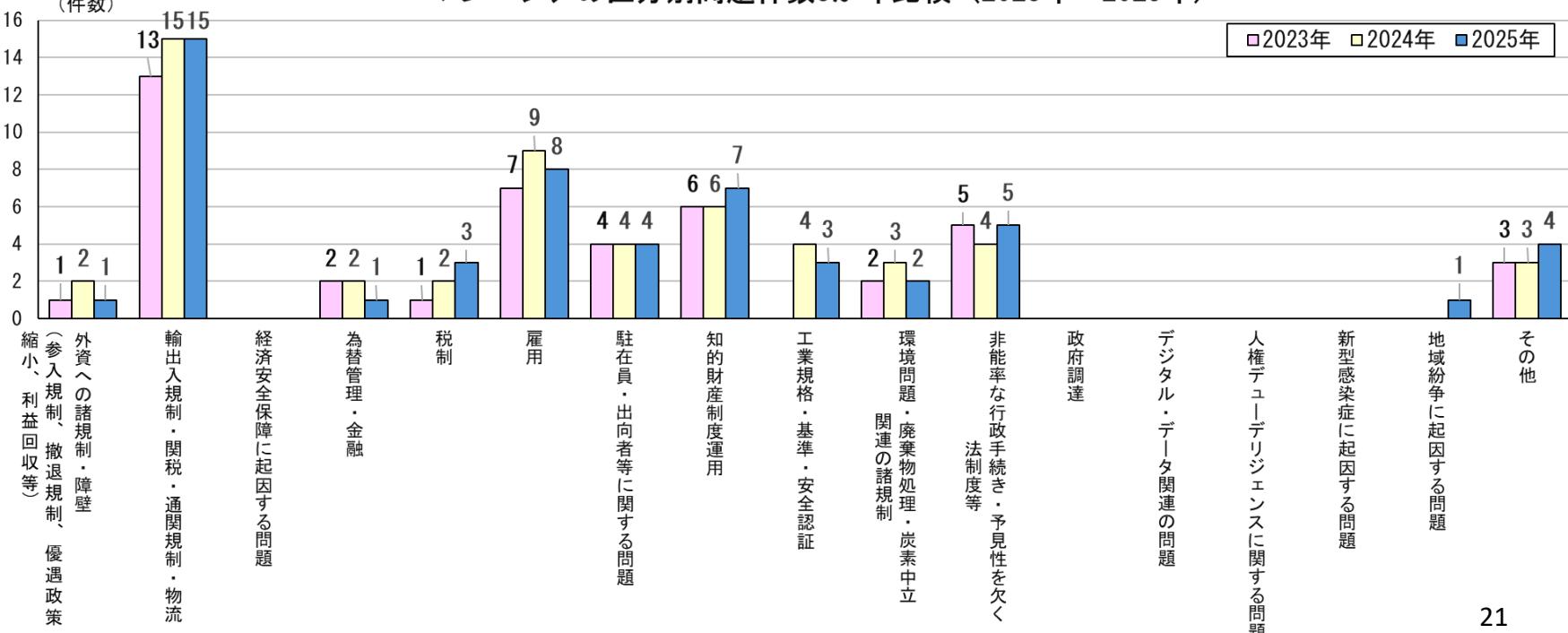
- ・運輸サービス・医薬品流通販売・建設工事の分野において、外資参入規制の問題指摘がある。

4. アジア大洋州 マレーシア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は54件で、前年(54件)と同数。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、鉄鋼製品に対する様々な規制措置や、CPTPPの原産地証明制度についての問題指摘がある。
- ・2番目の「雇用」では、最低賃金の高騰や国内の人材不足を指摘する声が多い。
- ・3番目の「知的財産制度運用」では、不十分な模倣品対策への問題指摘がある。

マレーシアの区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



4. アジア大洋州 マレーシア ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・鉄鋼製品については、冷延鋼板やブリキに対するアンチダンピング措置や、輸入ライセンス制度の他、輸入の際の適合性評価証明書の取得といった規制措置が存在し、これらへの対応が時間、労力、費用の足枷となっている。
- ・自己証明制度を原則とするCPTTPでは、自国について発効する時点で他の締約国に通報していれば、第三者証明・認定輸出者自己証明が利用可能となっている。マレーシアは第三者証明の適用を受けているが、出荷ごとの事務負担と時間を考えると、製造者自己証明を認めて欲しい。

②雇用

- ・最低賃金アップによる製造人件費が上昇し、経営への影響が大きい。
- ・現地人社員の製造業離れが進む中、熟練したスタッフを採用するのが困難となっている。優秀な人材はシンガポール等海外に流出しており、採用が困難になっている。

③知的財産制度運用

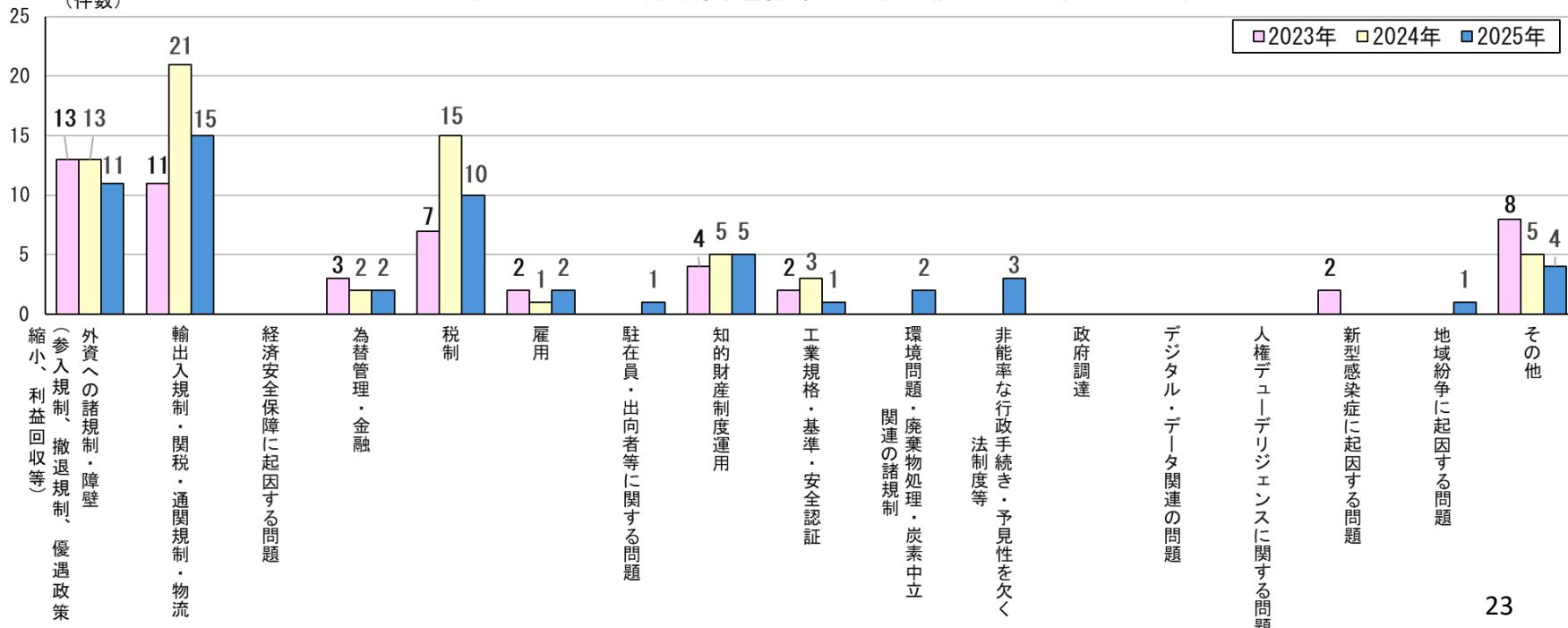
- ・模倣品の水際差止については、事前申告が必要な上、疑義品が通関する日、コンテナ番号、通関港等、具体的な情報が求められるため、申告は難しく、事実上水際差止は実施されていない。
- ・模倣品対策の行政摘発では、摘発後数年経過しても処罰が決定しないケースが多く、摘発後すぐに模倣品取引を再開する悪質な侵害者もいる。

4. アジア大洋州 フィリピン ①

◆ポイント

- 問題指摘数は57件で、前年(65件)から約1割の減少。
- 分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、輸入通関手続における関税評価額の精算や過重な付加価値税負担、道路・港湾のインフラ未整備に関する指摘がある。
- 2番目の「外資への諸規制・障壁」では、PEZA(フィリピン経済特区庁)企業への優遇税制縮小について指摘がある。3番目の「税制」では、恣意的に行われる税務調査やVATの還付遅延・未還付の問題がある。

フィリピンの区別別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



4. アジア大洋州 フィリピン ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・税関が定める設定単価と比較して輸入価格(FOB)が下回った場合、輸入者は関連書類の提出・説明、申告額の修正等を求められる。
- ・入荷時に関税の精算が行われ、インボイス価格、SGSのClean Report of FindingのHome Consumption Value、又は輸出国における実際のHome Consumption Valueのうち、一番高い価額をベースとして、再度関税を計算し、入荷時の為替レートで差額を精算するとの指摘もある。更に、12%付加価値税の過重負担がかかる。
- ・頻発する道路渋滞による交通マヒで、社員が予定通り出社できない、部品が予定通り搬入されない等の問題が発生している。
- ・マニラ港の港湾処理能力の低さにより、港での滞留貨物が恒常的に発生している。

②外資への諸規制・障壁

- ・企業復興・税制優遇法(CREATE法)改正に伴い、PEZA企業へのVATゼロレート適用インセンティブが限定的となり、財・サービス購入時にVAT支払いが生じるようになった。正常なVAT還付制度が機能していない状況下では、実質的なコストと認識せざるを得ない。

③税制

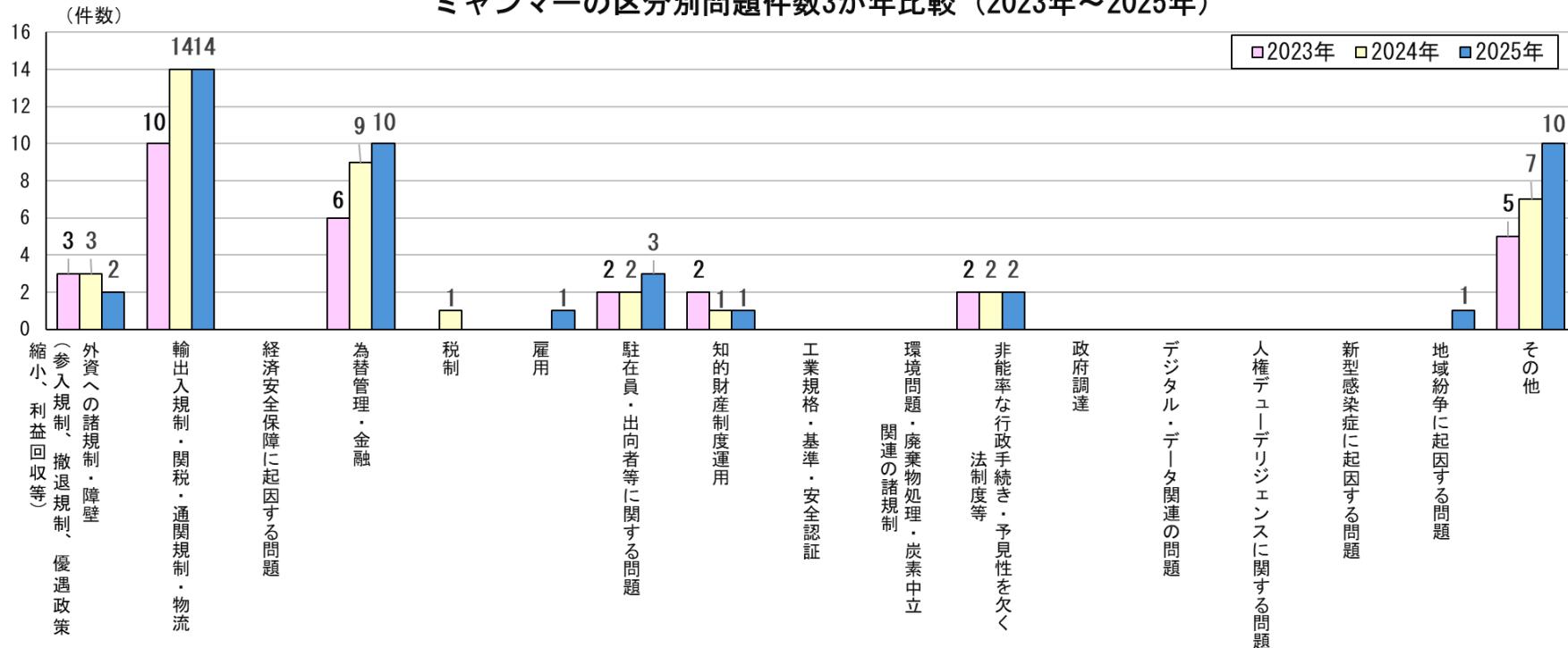
- ・税務調査においては、多大な書類の提出、一方的で論理性のない追徴連絡等、毎回多大な時間と費用を費やすこととなる。挙証責任は全て納税者側にあり、税務調査のあり方に課題がある。
- ・現地法人がVATの還付を受ける際、1年程度で完了するインドネシア等に比べて、フィリピンは10年経っても還付が完了しない場合がある。

4. アジア大洋州 ミャンマー ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は44件で、前年(39件)より約1割増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、輸入ライセンスの申請・取得に関する指摘が多数を占める。
- ・2番目の「為替管理・金融」では、外貨への交換・送金の困難に関する指摘が多い。同数の「その他」分野では、電力インフラの未整備や政情不安についての指摘が多い。

ミャンマーの区別別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



4. アジア大洋州 ミャンマー ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・ミャンマーへの輸入の際、顧客側で輸入ライセンスを取得する必要があるが、手続の煩雑さ、承認までの時間、頻繁に変更となる規制等、出荷までに大幅な時間がかかる。
- ・外貨不足により、輸入ライセンスの発行が制限されており、トレード業務の足枷になっている。
- ・ミャンマーでの輸入者が輸入ライセンスの申請をしても発給に時間がかかり、医薬品を予定していた期日までに輸送できないケースがある（数ヶ月から半年を要する場合もある）。

②為替管理・金融

- ・2022年4月以降、外貨の購入（交換）、海外送金には外国為替監督委員会（FESC）の承認が必要となっているが、書類の申請方法や承認条件等が不明瞭な上、深刻化する外貨不足を背景に、この承認取得が非常に困難になっている。

③その他

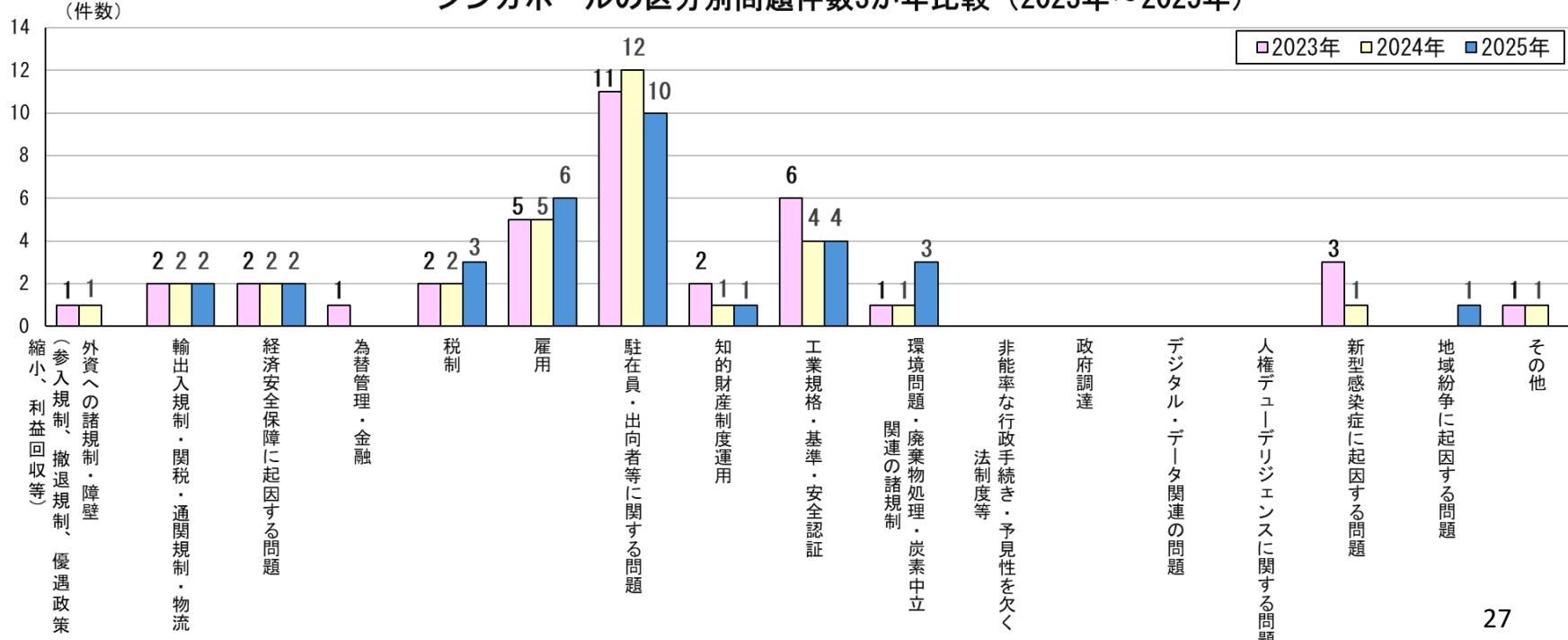
- ・電力インフラの未整備指摘が多く、恒常的な計画停電の他、計画外の停電も多発している。その時間帯は発電機を使わざるを得ず、生産性の低下や燃料代の発生が続いている。
- ・2021年2月のクーデター以降、国軍が政権を握っているが、2024年2月に人民兵役法が施行され、若年層の労働力の不足が危ぶまれている。ヤンゴン等の主要都市部では治安は比較的安定しているが、地方では国軍側・反軍側双方の武力衝突が続き、予断を許さぬ状況となっている。

4. アジア大洋州 シンガポール ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は32件で、前年(32件)と同数。
- ・分野別では「駐在員・出向者等に関する問題」「雇用」が多く、前者の大部分は就労ビザ取得要件の厳格化と、そこで使われるCOMPASS(要件評価)が、事業運営に深刻な影響を及ぼしているとする指摘である。後者はシンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制の問題に関する指摘である。
- ・3番目の「工業規格・基準・安全認証」では、医薬品評価の不透明性(技術革新やイノベーションの軽視)に関する問題指摘がある。

シンガポールの区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



①駐在員・出向者に関する問題、雇用

- ・シンガポール人の雇用を優先するために、日本人駐在員を雇用する前にシンガポール人を応募させる期間があり、すぐに駐在員を交代することがもともと難しかった。2023年9月より導入された外国人就労ビザ取得要件COMPASSにより、駐在員のビザ取得、更新がこれまで以上に難しくなり、特に中小規模企業の事業運営への影響が大きいと言われる。COMPASSでは、給与、学歴に加え、国籍比率、ローカル雇用率も要件に加えられた。
- ・家族帯同、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合があり、また子供のビザ申請用に予防接種の記録の英訳が必要となる。

②工業規格・基準・安全認証

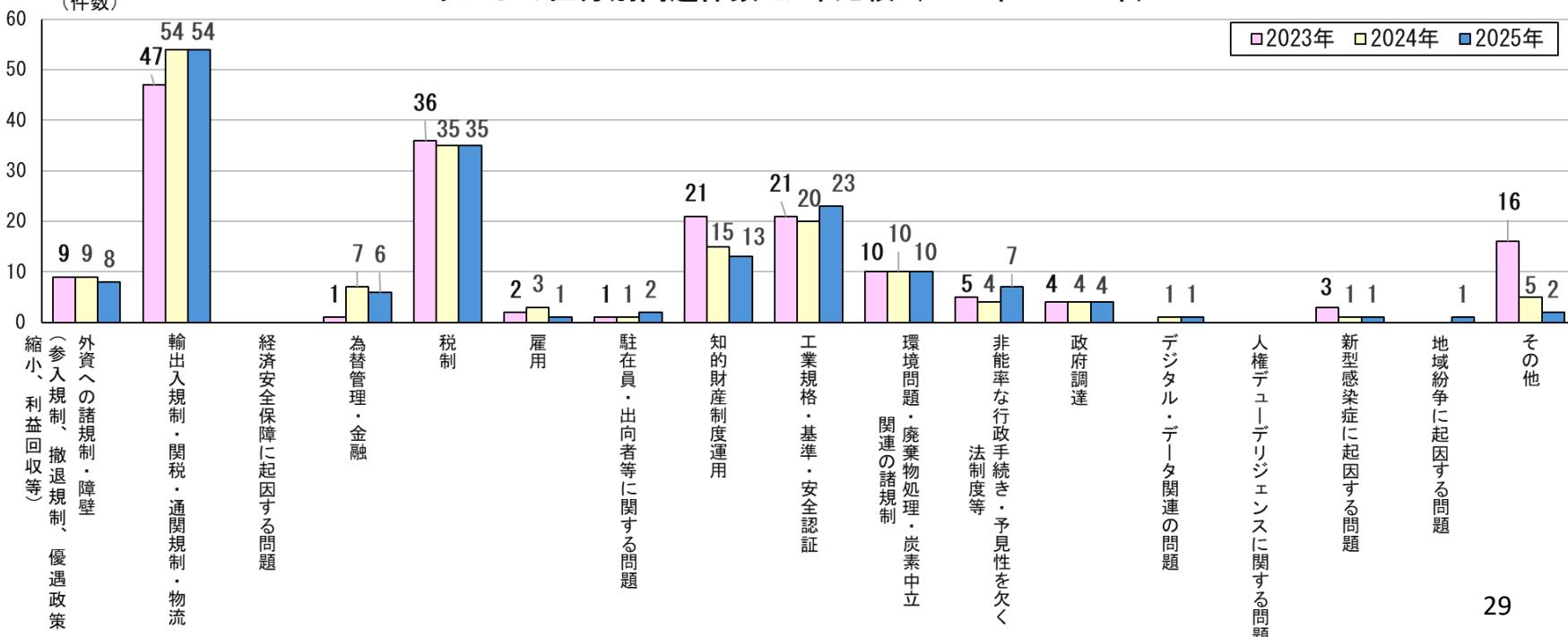
- ・薬剤価格決定について、プロセスが不透明で、革新的な医薬品を評価する目的に適していないとの指摘があり、評価機関があまり注力していない分野の薬剤評価には時間がかかるとの問題がある。またイノベーションを軽視していることから、例えば企業が特殊なニッチ癌治療薬を発売することは商業的に実現不可能と言われている。

5. 南西アジア インド ①

◆ポイント

- 問題指摘数は168件で、前年(169件)とほぼ同数。
- 分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、間接税を含む高輸入関税、関税分類の恣意性、EPA原産地基準やCAROTAR2020についての指摘がある。
- 2番目の「税制」では、不透明な税務調査、出向者へのGST課税に関する指摘がある。
- 3番目の「工業規格・基準・安全認証」では、強制認証制度の不透明な運用、設備・電気機器安全規則の不明確な運用の問題がある。4番目には「知的財産制度運用」が、5番目には「環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制」の分野が指摘されている。

インドの区別問題件数3か年比較（2023年～2025年）



①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・コンタクトレンズ及びケア用品の高輸入関税、ITA対象品目であるインクカートリッジ製品やコンパクトプリンタ、トナーカートリッジといった製品が関税対象となっている。
- ・税収増を目的として、より税率の高い関税分類を適用するため、輸入者が適用すべき関税分類についての問題指摘がある。また、明確な判断基準、適用根拠の説明がなく、解釈も極めて曖昧との指摘もある。
- ・日・インド包括的経済連携協定(CEPA)の適用を受けるためには、付加価値基準・関税番号変更基準の両方を満たす必要があり、取得に時間と労力がかかる。
- ・関税法が2020年9月に改正され、輸入時のFTA/EPA審査が厳格化された。新たな税関規則(CAROTAR2020)では、特定原産地証明を利用した輸入者に対し原産性に関する情報を保持することが義務付けられ、税関より要求があった場合には詳細を提出することが必要となった。この対応には相当の工数を要する。

②税制

- ・税務調査において、調査官の独断による公正妥当とは言い難い追徴課税が横行している。
- ・出向者人件費は、現地法人への人材派遣サービスについての支払いとする最高裁判決を受け、間接税(物品・サービス税(GST))が課される事例が発生している。

5. 南西アジア インド ③

③工業規格・基準・安全認証

- ・インドにおいては、製品を輸入してインド国内で販売する際には、インド標準規格局(BIS)の認可を取得する必要があるが、認可されるまでの期間が一定ではなく、製品カテゴリー、産地等に応じて認証を長期保留されることがあり、新製品の発売タイミングが予見できない状態となっている。
- ・2025年8月から施行されるインド設備・電気機器安全規則2024について、施行後は新安全規則の適用対象品目はBIS/ISI認証を受けたもののみインドに輸入可能ということになっているが、複雑かつ多数の部品で構成される製品においては、いまだその規格対応について追いついていない実態があり、インドへの輸出が大幅に制約される問題がある。(注:その後、同規則の施行は2026年9月まで延期となった。)

④知的財産制度運用

- ・模倣品対策の手段として刑事摘発を長年行っているが、摘発から刑事罰が下るまで10年以上を要している案件も多く、摘発活動による侵害者への実質的な抑止効果が不十分なため、市場では模倣品が減少していない。

⑤環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

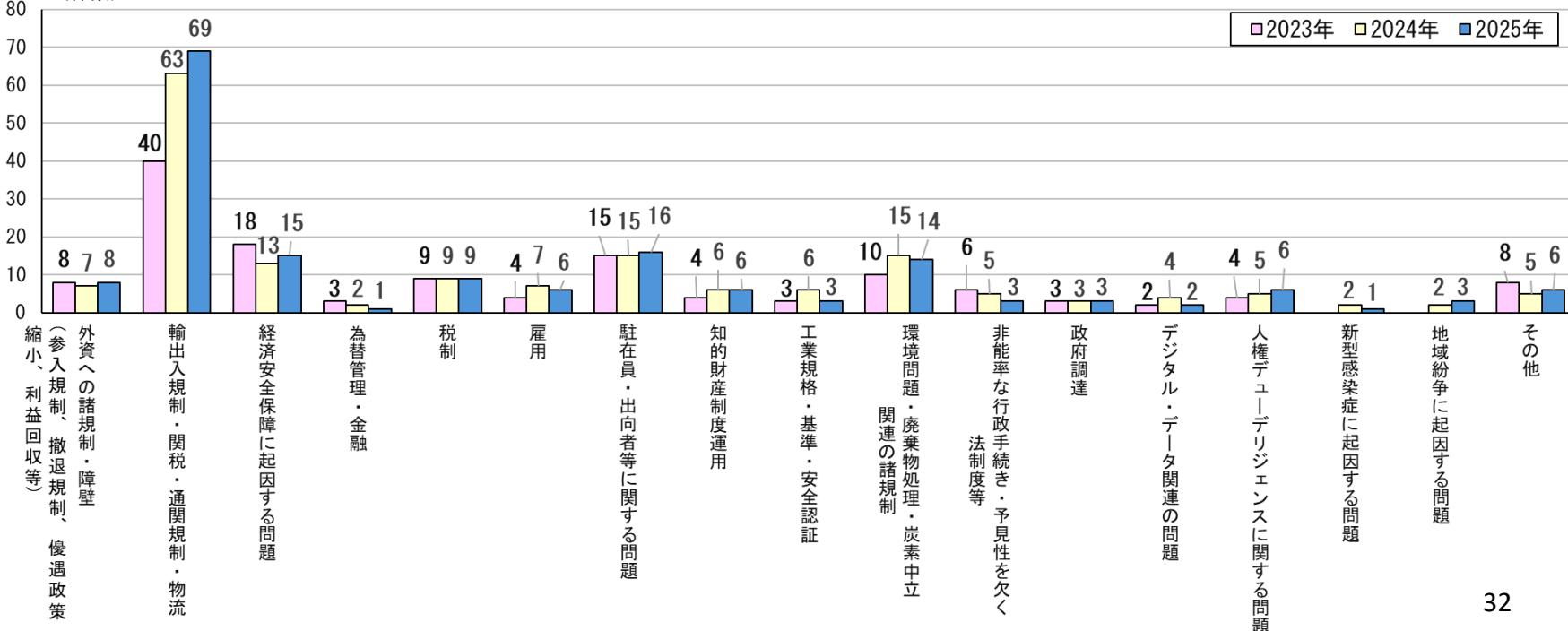
- ・2022年のプラスチック廃棄物管理規則では、厚さ50μm未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止等、非現実的な要求が含まれている。また、国内の包装製造者のみならず、包装の使用者も製造者と同様の義務が課せられる。多くのプラスチック包装は他地域との共通で使用されているため、インド独自の包装規制への対応は大きな負担となっている。

6. 北米・中南米 米国 ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は171件で、前年(169件)とほぼ同数。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が突出しており、米国政権の関税政策(301条・232条・IEEPA)への多数の指摘がある。
- ・2番目の「駐在員・出向者等に関する問題」では、ビザ発給の厳格化と審査の長期化についての指摘がある。3番目の「経済安全保障に起因する問題」では、米国国防権限法2023に基づく政府調達規制についての懸念がある。4番目には「環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制」が、5番目には「税制」が入っている。

米国の区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・(関税政策 対中国301条)中国製品の追加関税によるコストの増加で、コストの得意先への転嫁交渉、インボイスシステムの変更対応業務等に、追加の工数がかかっている。また、関税を回避するため、顧客からの納入場所の変更等にも多大な労務が発生している。更に、コストアップ分について、自社で負担せざるを得ない場合には業績悪化の要因となる。
- ・(関税政策 自動車232条)自動車への追加関税可能性は未だ決定していないが(注: 2025年4月3日発動済)、もし日本やメキシコから米国への輸入に対し、追加関税が課された場合(注:追加関税発動時に、USMCAの自動車原産地規則を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が賦課されることも発表された)、米国事業に多大な影響が出る。
- ・(関税政策 IEEPA)中国製品に対しては301条追加関税に加えての賦課となり、負担が増大する。メキシコ・カナダについては、米国製造拠点で最終組立を行う場合も、両国で最終組立を行った製品を米国に輸入する場合でも、コストアップの影響は甚大となる。

②駐在員・出向者等に関する問題

- ・米国ビザ発給、米国への入国、または米国移民給付を申請する外国人に対するセキュリティ・スクリーニングと審査を強化する大統領令を受け、ビザ発給に要する審査時間の長期化が予想される。

6. 北米・中南米 米国 ③

③経済安全保障に起因する問題

- ・2022年12月に成立した米国国防権限法2023は、施行日である2027年12月23日以降、米国連邦政府機関が中国半導体メーカー3社が設計、製造、提供する半導体、半導体製品、半導体製品を組み込んだ製品、又はそれら製品を利用したサービスを調達することを禁止している。こうした米国向け中国製半導体を組み込んだ製品全般について、サプライチェーン全体を遡っての調査や、特定メーカーの半導体が含まれていないことの誓約を要請される等、対応負荷のかかる要請が頻発することが懸念される。

（注：米国国防権限法については、2024年12月よりアップデートされた国防権限法2025が施行されている。）

- ・2024年12月23日に施行された国防権限法2025では、中国の通信機器大手である華為技術（ファーウェイ）およびその関係会社等に半導体、半導体製造装置、または半導体の設計ツールを提供する企業からの同装置や設計ツールの国防総省の調達禁止、国防権限法2024で規定した国防総省の中国軍事エンドユーザーからの調達禁止に加え、中国軍のためのロビー活動をしている団体・個人と国防総省との契約禁止、および新疆ウイグル自治区等で強制労働により製造された太陽エネルギー製品の連邦資金の使用禁止等、多くの対中国政策が規定された。

6. 北米・中南米 米国 ④

④環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

- ・カリフォルニア州で、製品及び包装に、リサイクル可能との誤認を招くリサイクルシンボルを禁止する規制が採択された。これにより、日本、欧州、アジアの規制で表示が義務付けられている多くのリサイクルシンボルの表示が不可能となり、包装表示を米国専用のデザインに設計変更することとなり、メーカーにとり大きな負担となる。

⑤税制

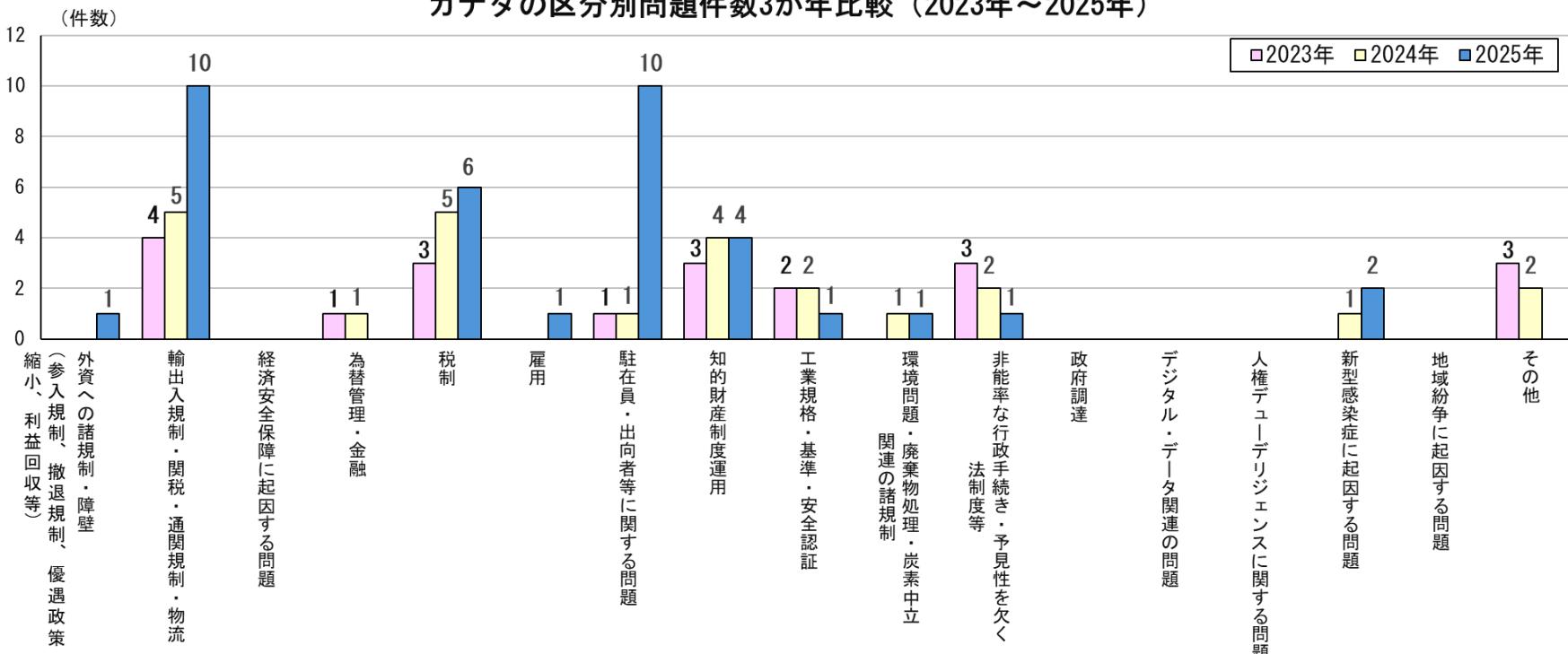
- ・法人所得税、売上税の税制、税率が州・郡によって大きく異なり、更に頻繁に変更が加えられることから、経理担当者の作業工数、監査法人への支払いの負担が非常に大きくなる。

6. 北米・中南米 カナダ ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は37件で、前年(24件)より大幅の増加。
 - ・分野別1番目の「輸出入規制・関税・通関規制・物流」では、米国政権による関税政策、USMCAの厳格な原産地適用基準、鉄鋼製品への継続的なアンチダンピング措置への懸念指摘が出ている。同数の「駐在員・出向者等に関する問題」では、ビザ取得・更新手続きの遅延、ETA(電子渡航認証)制度についての問題指摘がある。
 - ・2番目の「税制」では、親会社への配当等に関する源泉税の徴収について指摘が出ている。

カナダの区分別問題件数3か年比較（2023年～2025年）



6. 北米・中南米 カナダ ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・米国政権による関税政策について、カナダは米国との貿易依存度が高いため、関税問題による影響が大きいとの指摘があり、これにより車の値段が上がる、米国顧客への製品販売が困難になる、日本を含む同盟国へも一律関税の適用といったことへの懸念指摘が出ている。
- ・USMCAの厳格な原産地基準については、グループ内米国工場で製造しているレクリエーションアルビークル(RV)への厳しい製品カテゴリ分類適用や、原産地基準が高いため関税を考慮してもアジアからの輸入品の方が安価との指摘がある。
- ・鉄鋼製品に対する継続的なアンチダンピング措置への懸念指摘がある。

②駐在員・出向者等に関する問題

- ・ビザ取得・更新手続きの遅延に関しては、申請後の待機期間が長いこと(ビザのタイプにより、1-2ヶ月から5-6ヶ月を要する)、ETA(電子渡航認証)有効期限確認方法の煩雑さについての指摘が出ている。
- ・カナダ運転免許証取得時の日本免許証の没収、駐在員帰国後の銀行口座閉鎖手続きの煩雑さについての指摘が出ている。

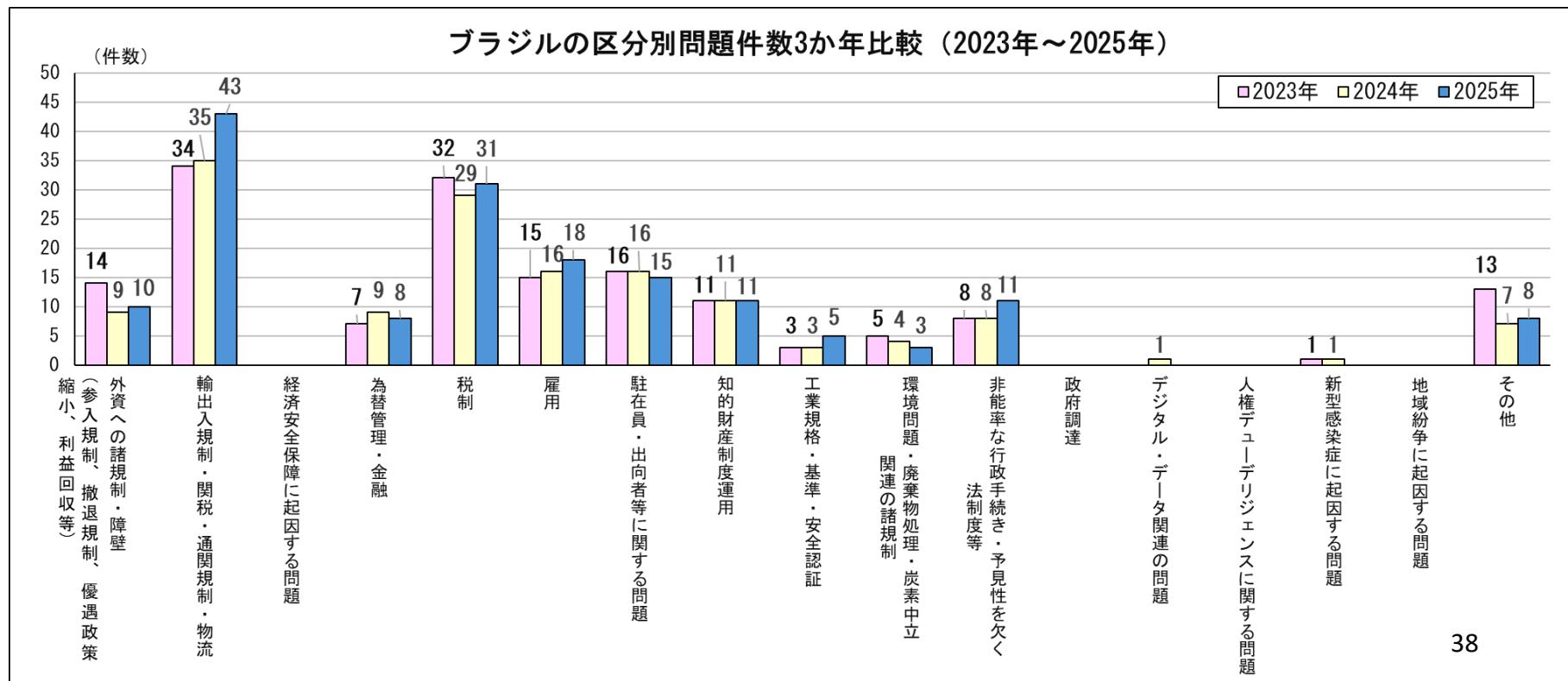
③税制

- ・源泉税の徴収について、日本からカナダに短期出張する際の免税事前申請手続きや、親会社に借入保証料あるいは配当を支払う際の源泉税の徴収について、問題指摘が出ている。

6. 北米・中南米 ブラジル ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は163件で、前年(149件)より約1割増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、日メルコスールEPA締結要望、輸入手続きの煩瑣・遅滞、不正輸入・密輸入の横行に関する指摘がある。
- ・2番目の「税制」では、新税制移行への長期化・複雑化・対応負担への問題指摘がある。
- ・3番目の「雇用」では、労働者過保護の労働法制や人件費の高騰に関する指摘がある。
- ・4番目の「駐在員・出向者等に関する問題」では、ビザ発給手続の煩雑・遅延の問題がある。
- ・5番目には「知的財産制度運用」と「非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等」がある。



6. 北米・中南米 ブラジル ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・近年、メルコスールとの間では、メキシコ等EPA締結国、韓国・EU等交渉国、中国等交渉検討国がある一方、日本は未だ交渉を行っていない。日本が競争力で劣後しないよう、EPA交渉を開始して欲しい。
- ・昨今の海外輸送の不安定さや、悪天候による物流インフラへの影響、税関職員のストライキ、煩雑で複雑な通関手続き等により、予定通りに輸入部品が入手できず、困っている。
- ・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や、米国マイアミからの運び屋による輸入)が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ、非常に大きな価格差が出ており、国内産業の発展を阻害している。

②税制

- ・長年、連邦・州・市にわたり、複雑で頻繁に改正されると指摘されてきたブラジル税制について、改革法案が2023年12月に可決された。しかし、新税制への移行期間は2026年から2033年と長く、その期間は旧税制と新税制が並行して適用されるため、実務が複雑化する。特に新旧両税制の並行期間の納税・システム等の対応が不明であり、今後、大幅な工数やシステム投資が必要になる可能性がある。

6. 北米・中南米 ブラジル ③

③雇用

- ・労働法は労働者保護の立場より企業に対し制約が多く、また各法令の解釈も複雑で専門コンサルタントの起用により、各ケースに対処する必要がある。結果として、元従業員による労働裁判のリスクも大きい。
- ・基本的に減俸ができないため、人件費は年々上昇し、高騰する。
- ・現地人雇用義務により、給料や従業員数でブラジル人の比率が2/3以上必要なため、中小企業は設立が難しい。

④駐在員・出向者等に関する問題

- ・日本からの派遣社員の長期滞在ビザ取得手続きは、非常に複雑であり、時間がかかる。

⑤知的財産制度運用

- ・税関による水際措置は、商標権侵害製品の差し止めのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。また税関による水際措置は、職権のみ対応で、権利者から保護を申請する登録システムがない。

⑥非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等

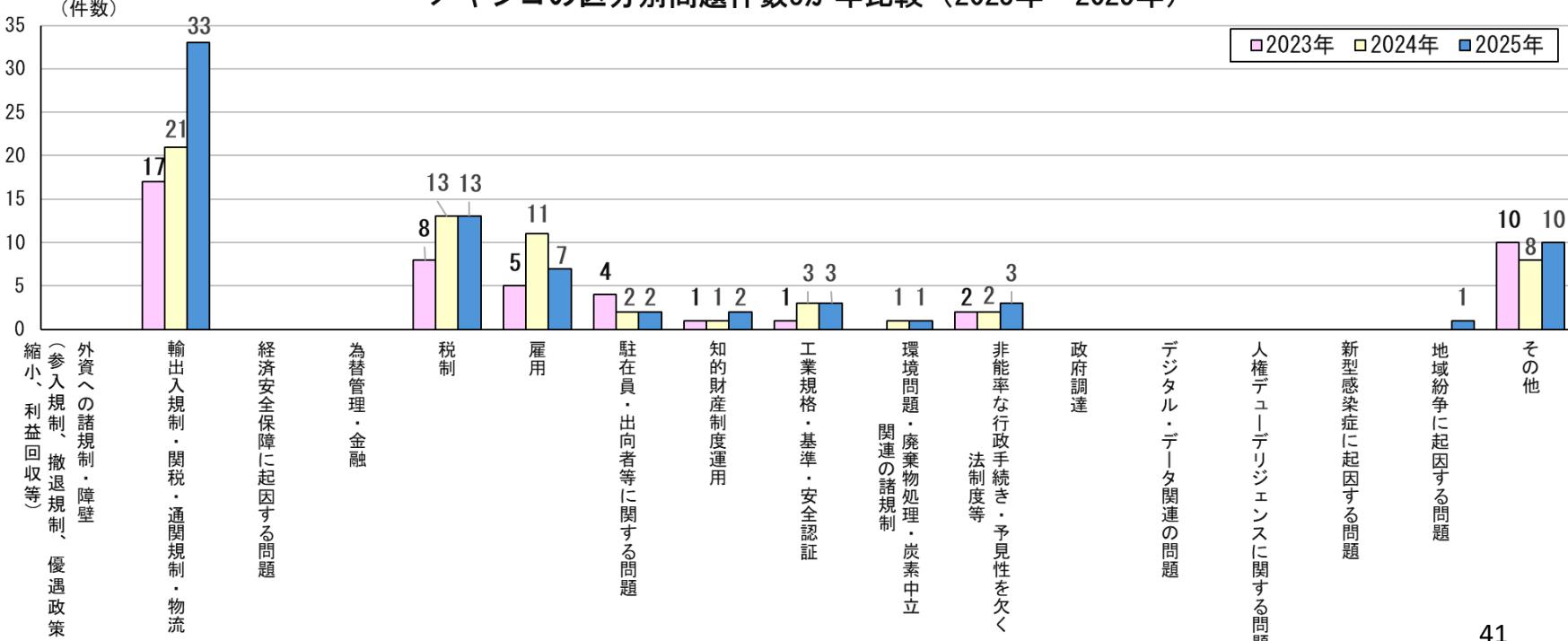
- ・行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。例えば、労働ビザ申請、新任役員登記、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり、企業活動に支障をきたしている。

6. 北米・中南米 メキシコ ①

◆ポイント

- 問題指摘件数は75件で、前年(62件)より2割の増加となった。
- 分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、米国政権による関税政策の影響、USMCA規則条件の厳格化、通関手続きの煩雑さに関する指摘がある。
- 2番目の「税制」では、VAT還付の遅延、税務監査の申告・報告書期限の短さへの指摘がある。3番目の「その他」分野では、鉄道輸送や電力事業の寡占・独占体制や、治安の悪化についての問題指摘がある。

メキシコの区別問題件数3か年比較（2023年～2025年）



6. 北米・中南米 メキシコ ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・メキシコ経済は米国への輸出に大きく依存(2024年の米国への輸出額は\$500 Billion超で、メキシコGDPの28%を占める)しているため、追加関税による輸出のマイナスはメキシコ経済に大きな打撃を与える。
- ・USMCAが要求する域内付加価値基準(RVC)は年々増加し、利益押し下げの一因となっている。
- ・部材の輸入時に税関・通関業者に提出を求められる書類が多く、工数がかかる。更に追加で提出を求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。

②税制

- ・VATの還付について、税務当局よりガイドラインで定められている要件以上の要求を受けることが頻発するため、結局業務量が増大し、還付の遅れが発生する。
- ・2022年から上場企業や一定以上の規模の法人に対して税務監査の提出が義務付けられたが、決算日が12月末の税務申告期限が3月末になっており、その後税務監査報告書の期日が5月15日と設定されている。監査内容に対して期限が短すぎるとの指摘を行っている。

③その他

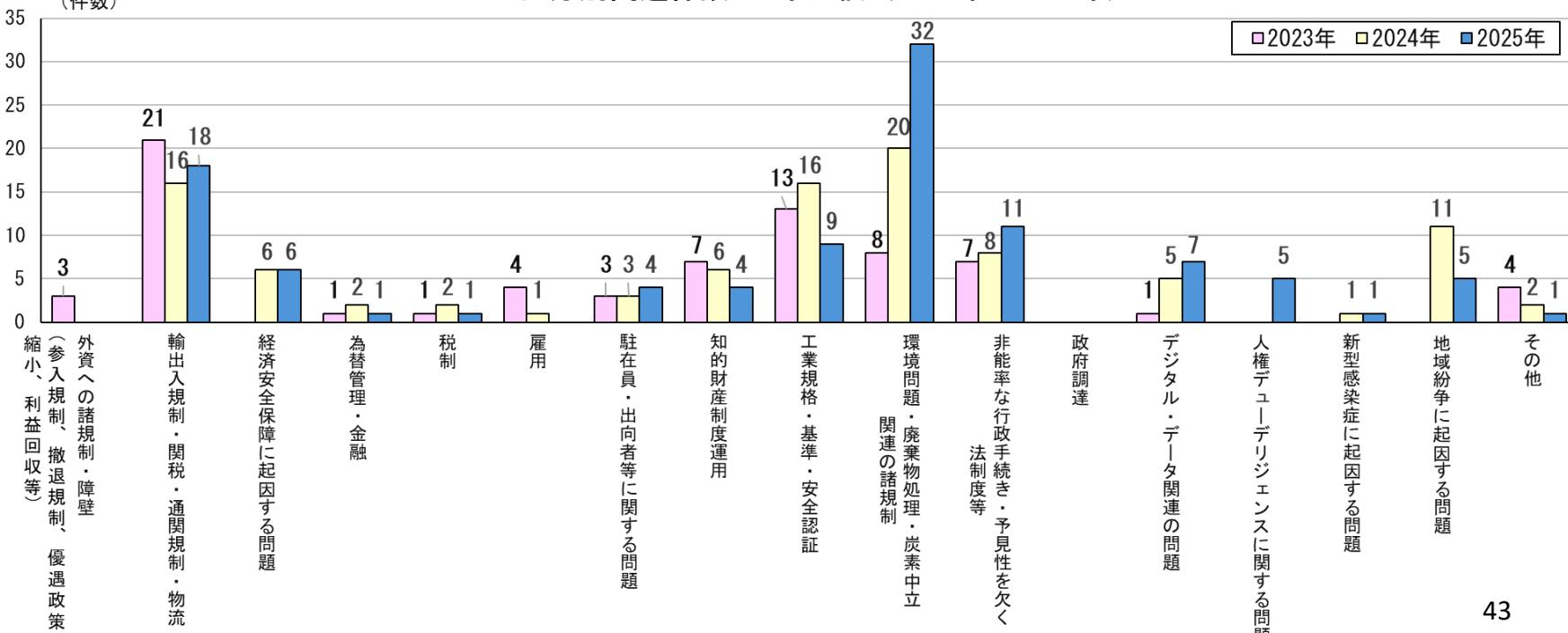
- ・鉄道輸送サービスは2社の寡占となっており、物流品費の低さと盗難被害の多発が問題となっている。電力は電気産業法により、独占の国営電力会社とライセンス契約を行わないと事業活動ができないが、それによりエネルギーコストが高く、生産活動に影響を与えている。
- ・治安が悪化しており、これにより小売店舗の営業時間短縮、閉鎖等を引き起こし、経済全体に対する悪影響が生じている。

7. 欧州 EU ①

◆ポイント

- ・問題指摘件数は105件で、前年(99件)より微増。
- ・分野別では「環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制」が大幅な増加により最多で、包装材・包装廃棄物規制、PFAS規制、CBAM規則等環境規制の不明瞭さ、検討不十分についての指摘がある。
- ・2番目の「輸出入規制・関税・通関規制・物流」では、米国政権の関税政策への懸念や、通関手続の不統一に関する指摘がある。3番目の「非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等」では、企業サステナビリティ報告指令への指摘がある。

EUの区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



7. 欧州 EU ②

①環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

- ・包装材のリサイクルや再使用、包装廃棄物削減を定めた法規が制定されているが、詳細が周知されていない中で期限と要件だけが決まっており、対応の遅れが懸念されるため、具体的なガイドラインを産業界と共に作成することを要望する。加えて、加盟国が独自の包装要求を行う、あるいはグローバルベースでは独自のマーキングを要求し、他国のマーキングを禁止するなど事業負担を重くしている。
- ・2023年にPFAS(有機フッ素化合物)規制案が公開されたが、対象製品等を含めて、十分なリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が問題である。
- ・2023年10月からCBAM移行期間が始まり、2025年からはEU指定の計算方法での炭素量算出が必須となるが、非常に難解な内容であり、特に中小規模の生産者には対応が非常に困難である。また、控除されるべき「日本で支払った炭素税」に何が該当するのかも不明である。

②輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・米国でトランプ政権が発足したことにより、EUへの関税賦課の可能性が高くなっている。EUへの関税が課された場合、米国顧客の調達シフトにより、EUから米国への製品販売の減少の恐れがある。
- ・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。

③非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等

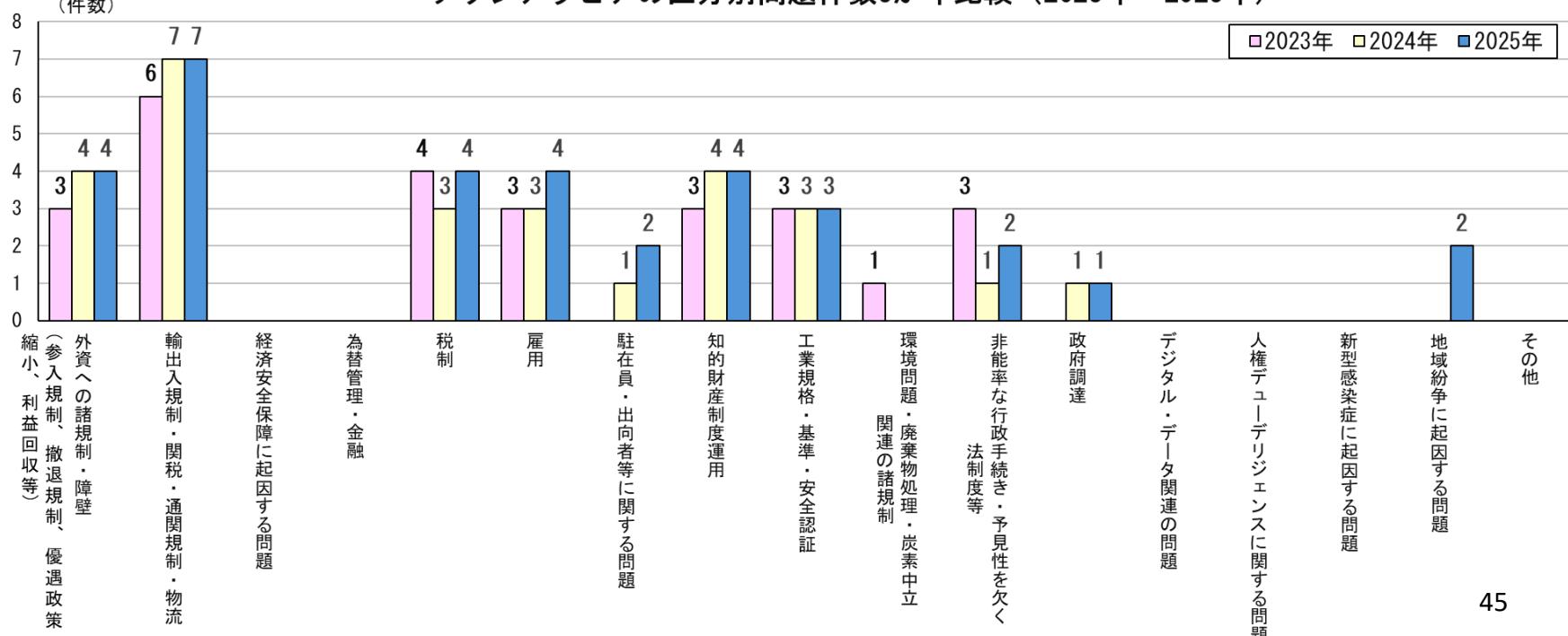
- ・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)監査基準が明確でないため、適用時期に向けて準備を進める場合、保守的な対応を取らざるを得ず、準備に莫大な費用が必要となる。⁴⁴

8. 中東・アフリカ サウジアラビア ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は33件で、前年(27件)より約2割の増加。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、SABERという輸入登録制度に関する煩雑さ・不明確さについての継続指摘がある。
- ・2番目は「外資への諸規制・障壁」、「税制」、「雇用」、「知的財産制度運用」が同数で、「外資への諸規制・障壁」では現地調達義務について、「税制」では外国企業に対する法人税格差が、「雇用」についてはサウジ人の雇用強化政策が、「知的財産制度運用」では知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足の指摘が出ている。

サウジアラビアの区別別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



8. 中東・アフリカ サウジアラビア ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・SABERというオンラインプラットフォームに全輸入品を事前登録しなければならないという規制措置があるが、ルールが不明確で変更も多い上、適合証明書(COC)取得の流れが不明確で取得に1年以上かかる。

②外資への諸規制・障壁

- ・EPC、PPPを含む事業投資案件では現地調達義務が課されているが、調達比率が現地品の事情に則しておらず、要求工期及び要求性能を満たす上で問題がある。

③税制

- ・外資系企業の法人税20%に対し、当国企業及びGCC諸国の企業はザカート(喜捨税)2.5%のみで、外資系企業及び当国企業が参加するPPPを含む事業投資案件等において公平な競争を阻害している。

④雇用

- ・「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。

⑤知的財産制度運用

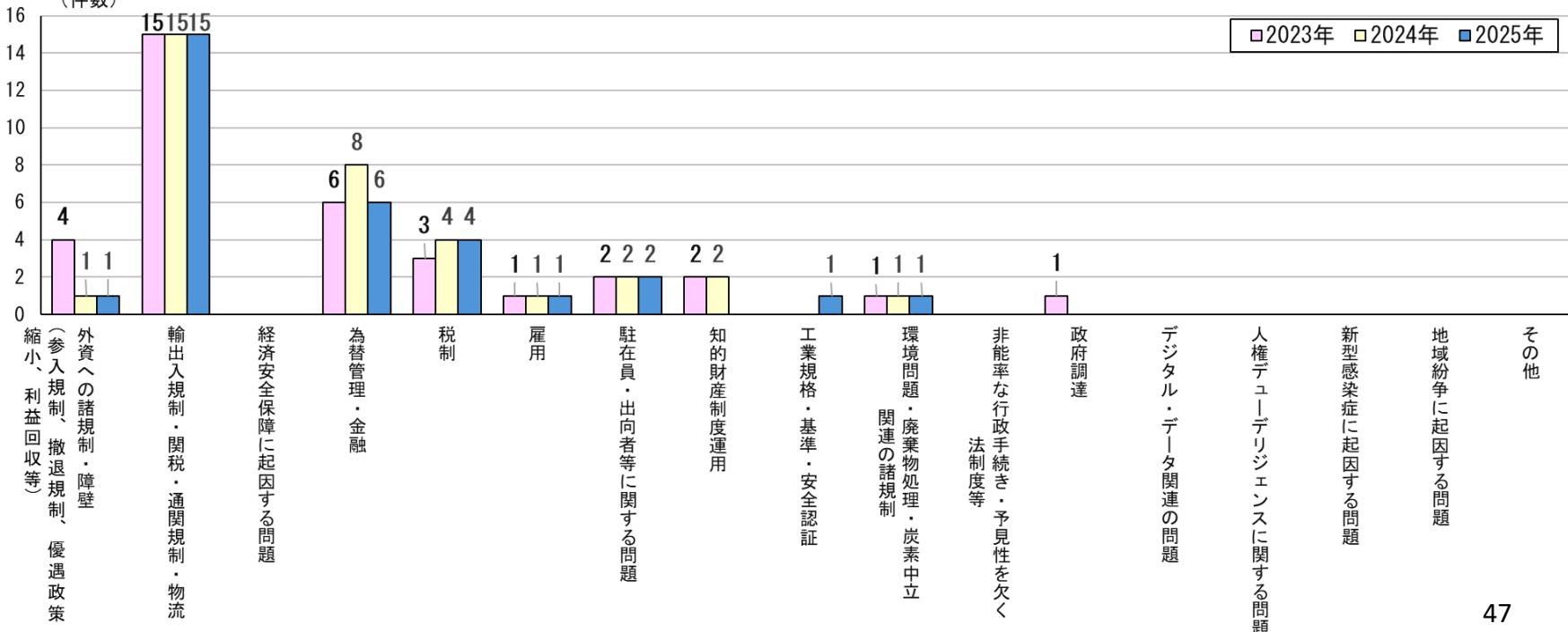
- ・2021年に商業投資省から知的財産総局に商標権利行使の管轄が移管されたが、提訴から摘発までの期間が以前より長くなり、摘発結果の開示内容も以前に比べ限定されている。

8. 中東・アフリカ トルコ ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は31件と、前年(34件)と同じレベル。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、日本製製品に課される追加関税の件や、EU等FTA既締結国への関税劣後の問題から、日・トルコFTA締結の要望が出ている。
- ・2番目の「為替管理・金融」では、国内外貨決済の不可や外貨借入規制など外貨周りの規制措置の指摘が出ている。
- ・3番目の「税制」では、RUSF(財源使用税)課税の指摘が出ている。

トルコの区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



8. 中東・アフリカ トルコ ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・トルコの追加関税措置（特に建設機械や時計）、高輸入関税の問題については、関税同盟であるEUやFTA締結国と比較した場合、日本からの輸出品は劣後することになるため、日・トルコFTAの締結要望が出ている。
- ・建設機械は、製造年が当年度の機械しか輸入通関ができないため、これが10-12月の船積みを妨げる要因となっている。

②為替管理・金融

- ・国内での外貨決済に関して、2022年の通貨価値保護法の改正により、国内企業への物品販売代金の回収を外貨ではなく、トルコリラで行わなければならなくなり、輸入商品の販売について為替リスクを負うこととなった。また、国内外貨決済の禁止により外貨への両替手数料が上昇し、企業の採算に深刻な影響を及ぼすようになった。

③税制

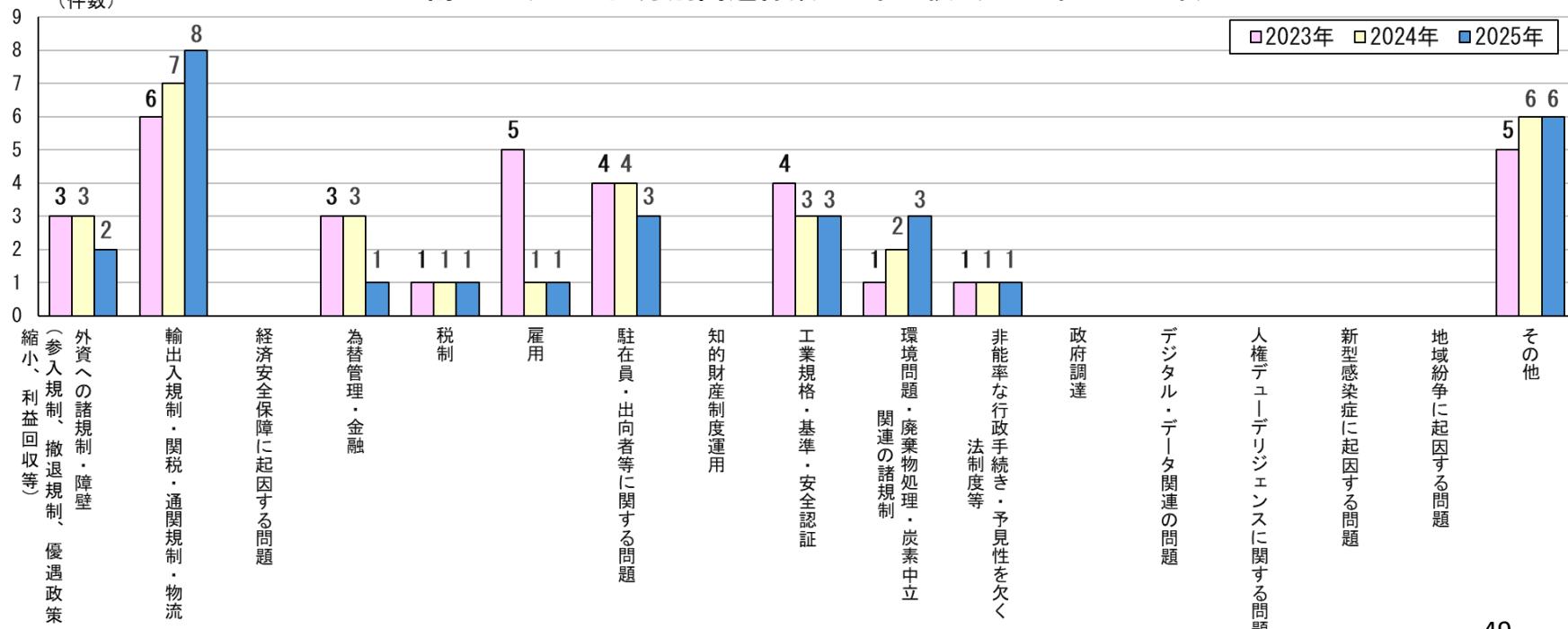
- ・輸入品代金は、通関時に支払い済の証明書を提出しなければ、関税と別にRUSF（財源使用税6%）を支払う必要があるため、これを避けるために地場銀行からの借り入れによる追加資金を手当てる必要がある。このため資金効率と利益率が低下する。また、非居住者から居住者への融資に対してもRUSFはかかるため、これによりグループ全体の資金効率が低下する。

8. 中東・アフリカ 南アフリカ ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は29件で、前年(31件)とほぼ同じレベル。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、一部家電製品の高額輸入関税や鉄鋼製品の関税引き上げの問題指摘、また日本とのFTA締結要望がある。
- ・2番目の「その他」では、電力や水道インフラの未整備への指摘がある。
- ・3番目には「駐在員・出向者等に関する問題」「工業規格・基準・安全認証」「環境問題・産業廃棄物・炭素中立関連の諸規制」分野の指摘が同数出ている。

南アフリカの区別別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



8. 中東・アフリカ 南アフリカ ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫といった家電に高額関税が課され、別途物品税も賦課されるが、一方でシングルタブ洗濯機や美容家電は無税であり、輸入税の基準や是正のロードマップが不透明との指摘がある。また鉄鋼製品については、過去からフリーであったものに10-15%の関税が課せられる事例がある。日・南アフリカのFTA締結要望もあり。

②その他

- ・インフラ整備の問題として、電力の安定供給を望む声や、継続的な断水に関する問題指摘が出ている。

③駐在員・出向者等に関する問題

- ・労働許可証取得手続きに時間がかかる上、必要な手続きが不明瞭である。また一部許可証は更新不可との問題がある。

④工業規格・基準・安全認証

- ・無線機器の認証取得期間の長期化、現地生産品との期間の差異についての問題指摘がある。

⑤環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制

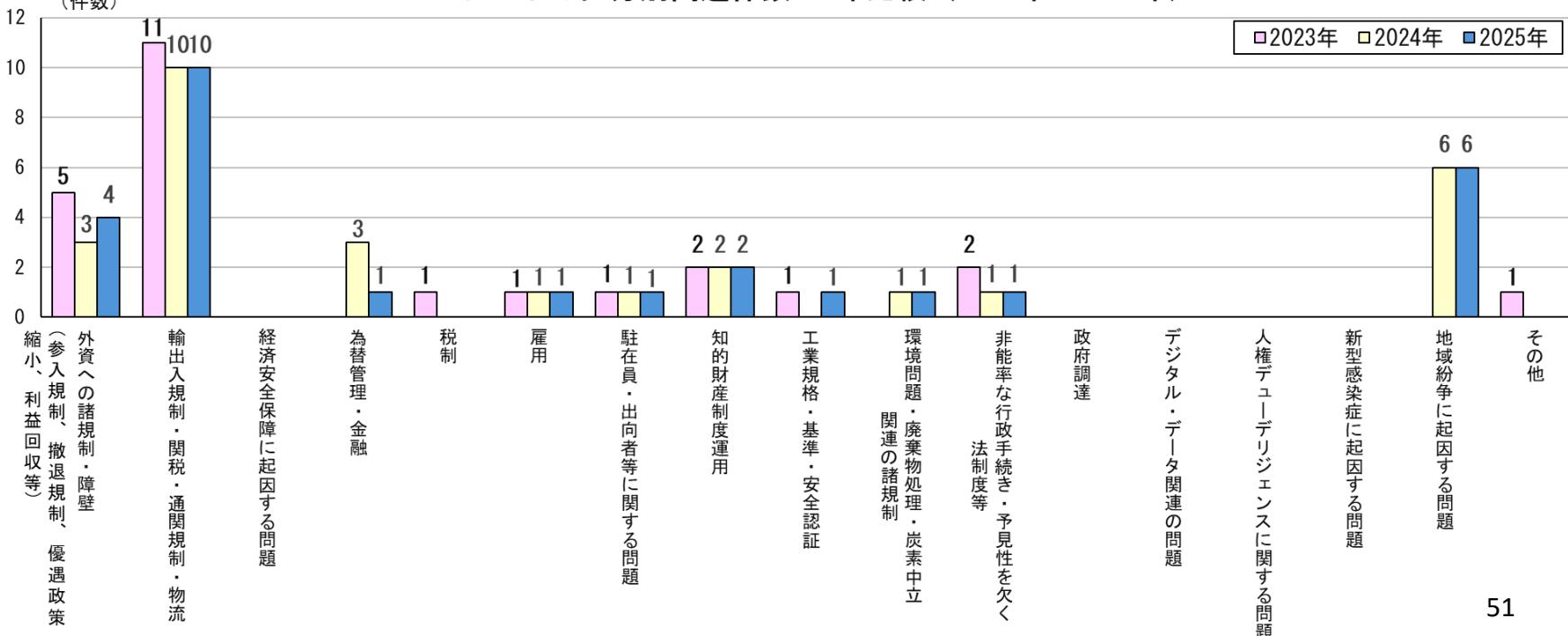
- ・2026年以降に施行予定の環境車への生産・消費に関する優遇措置について、電気自動車・燃料電池車等は対象になっているが、ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車は対象外となっている。

8. 中東・アフリカ エジプト ①

◆ポイント

- ・問題指摘総数は28件で、前年と同数。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最も多く、突然の関税率変更・運用の不透明、非特恵原産地規則の未整備・不明確に関する問題指摘や、日本・エジプトのFTA締結要望が出ている。
- ・2番目の「地域紛争に起因する問題」では、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・ガザ地区紛争、フーシ派による船舶攻撃による船便遅延、航路変更、物流コスト上昇、リードタイム長期化に関する指摘が変わらず多く出ている。

エジプトの区別問題件数3か年比較（2023年～2025年）



8. 中東・アフリカ エジプト ②

①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・税関による関税率変更が施行期間なく実施されるため、変更の都度、新関税率への対応について、当局とネゴを行う必要がある。
- ・非特恵原産規則が未整備・不明確であるため、自主判定が定まらない。
- ・エジプトはEU、トルコとFTAを締結しているが、日本とは未締結のため日本製品は劣後する。
- ・エジプト向けに指定品目を輸出する場合、製造工場・企業を輸出入管理公団(GOEIC)への事前登録の煩雑さや、同公団からの新工場登録要請への対応に関する手続きについての指摘が出ている。

②地域紛争に起因する問題

- ・ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の悪化に伴い、船舶による物流の紅海・スエズ運河回避のため、欧洲向け荷物が喜望峰周りとなり、航海期間が約1週間延長した。
- ・イエメン・フーシ派による商船攻撃により、スエズ運河通行船舶数が半減以下となり、エジプト政府の通行料収入も激減した状態が続いている。ほとんどの商船が喜望峰周りでの海上輸送となっており、リードタイム長期化、物流コスト上昇等、グローバルでの貿易取引への悪影響が継続している。
- ・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器及びその消耗品、パーツの輸出申告においても、製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出が増加し、業務負担が増大している。

③外資への諸規制・障壁

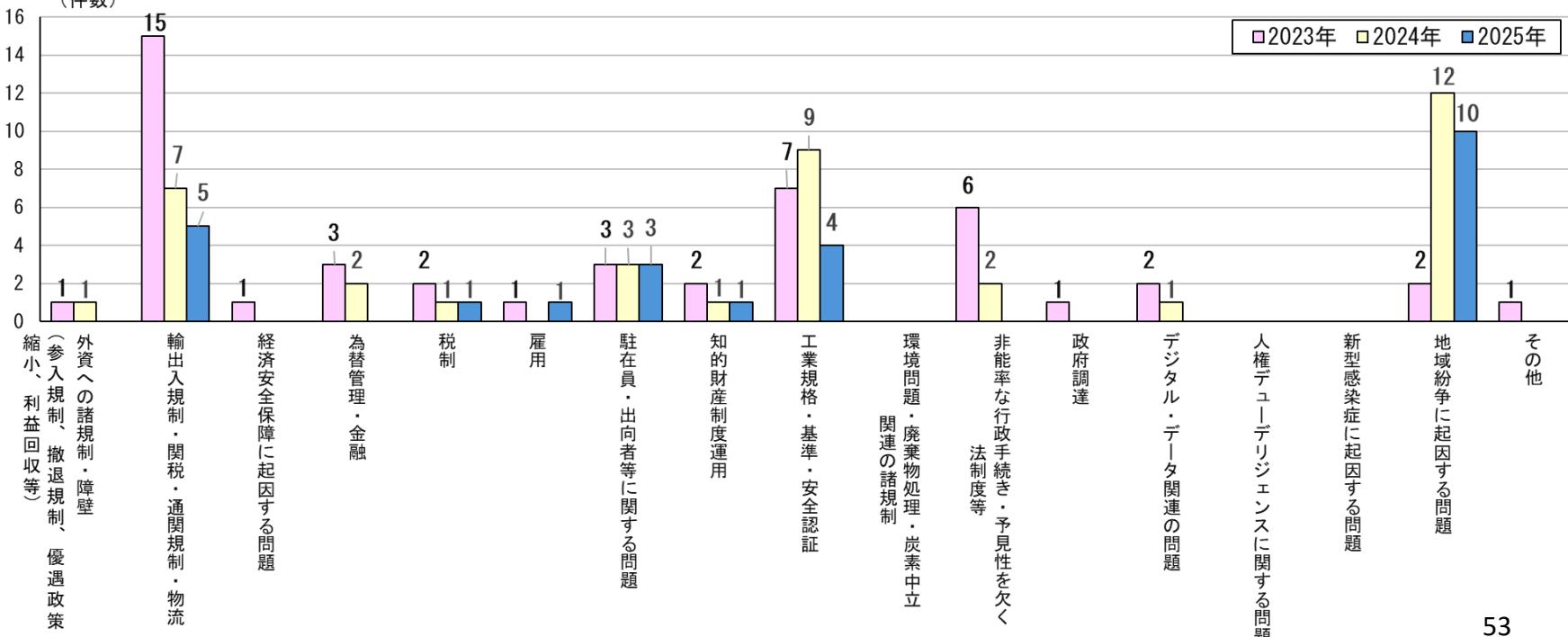
- ・外資100%企業の設立ができず、現地法人設立の阻害要因となっている。

(参考) ロシア ①

◆ポイント

- 問題指摘数は25件で、前年(39件)より3割以上の減少。
- 分野別では「地域紛争に起因する問題」が最多で、対ロシア制裁による貿易の困難化や外貨送金制限の問題指摘がある。
- 2番目の「輸出入規制・関税・通関規制・物流」では、輸入手続きの煩雑や輸出規制の厳格化の指摘がある。3番目の「工業規格・基準・安全認証」では、ロシア独自のEAEU(ユーラシア経済連合)規則の適用問題がある。

ロシアの区別問題件数3か年比較 (2023年～2025年)



①地域紛争に起因する問題

- ・ロシアのウクライナ侵攻に伴う各国の制裁により貿易が困難となった。例えば、銀行のコンプライアンスチェック強化による送金の困難化、船主のロシア寄港忌避・配船の困難化等、基礎的なビジネス環境に通常想定されないリスクが生じるといったビジネスの予見性低下がある。
- ・西側諸国による対露経済制裁の影響を受け、ロシア経済に利するドル、ユーロ、円による外貨送金が事実上不可能となり、目下、日本からモスクワ事務所への送金は当該国通貨である「ルーブル」しか送金できない状態となっている。

②輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・輸入手続きの煩雑・遅滞の問題として、輸入通関の際に求められる資料が多いことがある。例えば、部品について、梱包前・梱包後の写真、部品のみの写真、Net/Weight等の重量を示す必要があり、時間を要する。
- ・医療機器の輸出規制がかなり厳しくなっており、ロシア医療施設への医療機器出荷がかなり制限されている。一方で、中国は輸出規制がないことから、ロシア市場を席巻している。

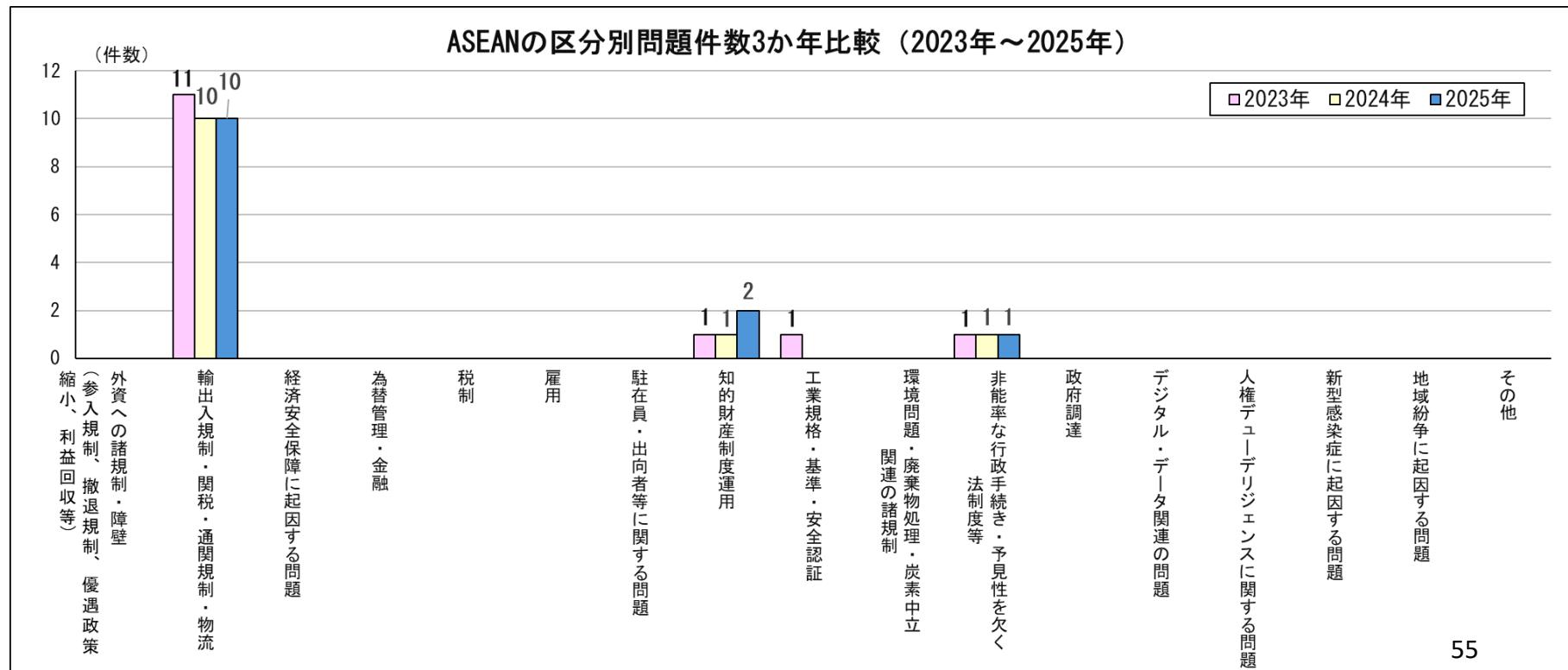
③工業規格・基準・安全認証

- ・ユーラシア経済連合(EAEU)の規則について、例外を認める緩和規則をロシアのみで独自に実施することにより、ロシア市場での混乱や、ロシア以外のEAEU加盟国に輸出できない等の問題がある。例えば、EAEUの規則では通関時にEACマークが必須であるが、ロシアのみ必須ではなく、販売時点までの貼り付けが要求されているため、適合製品と不適合製品の判別が困難になっている。

(参考) ASEAN ①

◆ポイント

- ・問題指摘数は13件と、前年(12件)とほぼ同数。
- ・分野別では「輸出入規制・関税・通関規制・物流」が最多で、ATIGAの原産地証明制度や運用体制の不備、またAJCEPのBack To Backに関する各国税関の見解相違に関する指摘がある。
- ・2番目の「知的財産制度運用」では、模倣品の横行・取締り対策不足の指摘がある。
- ・3番目の「非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等」では、電子署名の推進要望が出ている。



①輸出入規制・関税・通関規制・物流

- ・ATIGAの原産地証明制度について、Form DへのFOB価格記載義務が撤廃された現在でも、一部の国（インドネシア、ラオス、カンボジア）がその対象外となっていること、また、船足が短い近隣国の中ではForm Dの到着が間に合わないことがある。更に、e-ATIGAの導入が一部の国に限られているといった問題がある。
- ・AJCEPのBack To Backの適用については各国税関で見解が異なり、例えば、インドネシア税関ではシンガポール税関発行のBack To Back原産地証明書を認めないと情報がある。

②知的財産制度運用

- ・ASEAN各国では、製品の贋物、イミテーション品が横行しており、商機の逸失、知的財産権の侵害の他、粗悪製品によるブランドイメージの毀損に直面している。

③非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等

- ・ASEANの国によっては、政府機関が電子署名を推進していないことから、契約書の相手方から電子署名の利用を拒否されるケースがある。そうなると、紙ベースでのやり取りとなり、郵送費や時間的コストかかり、双方にとって不利益が生じることとなる。

お問い合わせ

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 事務局
日本機械輸出組合 通商政策グループ
和田、庫元(くらもと)

wada@jmcti.or.jp
tohshi@jmcti.or.jp

Tel:03-3431-9348 Fax:03-3436-6455